

【福島県版】

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導にかかわる就学支援の手引

～障がいのある子どもの就学に携わる人のために～

令和8年5月改訂

福島県教育委員会

まえがき

平成21年9月の福島県学校教育審議会答申「今後の特別支援教育の在り方について～『地域で共に学び、共に生きる教育』を目指して～」において、本県の特別支援教育における基本理念「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進として、以下のように示しました。

就学前の早期から就労に至るまでのそれぞれのライフステージにおける継続した支援、更に地域における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携した支援が求められていることから、本県では、「共に学び、共に育つ教育」から、「地域で共に学び、共に生きる教育」へとその基本理念を発展させることとする。「地域で共に学び、共に生きる教育」が目指す特別支援教育の姿は、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育を、地域の幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校で行うことである。子どもたちの教育を担っていく学校と保護者が子ども一人一人のニーズに応じた教育を行うという共通の認識を醸成し、すべての学校等において、関係機関とのより一層の連携を図りながら、特別支援教育を推進、充実させていくことを目指すものである。

この考え方は、第7次福島県総合教育計画【施策3】にある「地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実」につながっています。再度、この基本理念を確認し、さらに推進していく必要があります。

また、令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」では、障がいのある子どもの教育支援の基本的な考え方が示され、教育的ニーズの考え方、就学先決定に向けたプロセスなども示されました。

これらを踏まえ、「特別支援学校・特別支援学級・通級による指導にかかわる就学支援の手引き」では、就学事務という観点だけでなく、障がいのある子どもの教育支援の考え方、教育的ニーズの把握、就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方、多様な学びの場の理解などの視点も踏まえ作成しました。

令和6年9月に先に改訂した「IV特別支援学校（小学部児童及び中学部生徒）の入学・転学に関する手続き（要点）」と併せて、市町村教育委員会、小・中学校、特別支援学校だけでなく、就学に関わる方々が、障がいのある子ども一人一人の特別なニーズに応じた教育の充実のためにご活用いただければ幸いです。

令和7年3月
福島県教育委員会
特別支援教育課

目 次

- I 障がいのある子どもの教育支援の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・3
 - 1 共生社会と学校教育
 - 2 障がいのある子どもの教育に関する制度の改正
 - 3 教育的ニーズの把握について
 - 4 合理的配慮とその基礎となる環境整備

- II 就学先決定に向けたプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 - 1 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方
 - 2 就学に関する事前の相談・支援について
 - 3 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定について
 - 4 就学に関わる関係者に求められるもの

- III 教育的ニーズに応じた多様な学びの場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - 1 連続性のある多様な学びの場
 - 2 就学先となる学校や学びの場の種類と就学可能な障がいの程度
 - 3 学びの場の関係・連携について
 - 4 支援をつなぐための個別の教育支援計画等

- IV 特別支援学校（小学部児童及び中学部生徒）の入学・転学に関する手続き」・・・・・・・・・・・・・29
 - 1 新学齢児の入学手続き
 - 2 転学手続き
 - 3 他都道府県との就学及び転学手続きについて
 - 4 その他 私立の小中学校等の転学について

- V 障がい種別の教育的ニーズを把握するための参考資料

特別支援教育センターで作成した「コーディネートハンドブック」の一部と連携して掲載しております。必要に応じてダウンロードしてご活用ください。

第Ⅲ章 「気になる児童生徒の指導や支援の充実のために」

- 1 特性に応じた指導や支援
 - (1) 「一人一人の特性等に応じた必要な指導や支援のために」
 - (2) 「障がいのある子どもの指導や支援の基本」
 - (3) 「障がいのある児童生徒の教育的ニーズ」
 - (4) ①視覚障がい
 - ②聴覚障がい
 - ③知的障がい
 - ④肢体不自由
 - ⑤病弱・身体虚弱
 - ⑥言語障がい

- ⑦自閉症
- ⑧情緒障がい
- ⑨学習障がい
- ⑩注意欠陥多動性障がい
- ⑪「医療的ケア」って何？

資料編

*福島県特別支援教育センター、地域支援等で活用・公開していた資料等から、市町村教育委員会や小学校、中学校、特別支援学校等が活用できるように本手引と連動した形で資料をアップロードしております。各地域の特別支援教育の充実を図るために、必要に応じてダウンロードしてご活用ください。

- 資料 1-1 インクルーシブ教育システムとは
- 資料 2-1 教育的ニーズ～市町村の学び場の観点編～
- 資料 2-2 教育的ニーズ～学校における校内での検討のために～
- 資料 2-3 子ども一人一人の教育的ニーズとは
- 資料 3-1 みんなで進める合理的配慮～基礎編～
- 資料 3-2 みんなで進める合理的配慮～実践編～
- 資料 3-3 みんなで進める合理的配慮～事例編～
- 資料 3-4 合理的配慮における 3 観点 11 項目懇談メモ（横版）
- 資料 3-5 合理的配慮における 3 観点 11 項目懇談メモ（縦版）
- 資料 4-1 就学先決定までの流れ～学びの場の決定について～
- 資料 4-2 多様な学びの場における幼児期から進学・就労までの見通し（例）
- 資料 4-3 多様な学びの場の指導と支援の概要～小・中学校における学びの場～
- 資料 4-4 特別支援学校の種類と特色
- 資料 5-1 就学にかかわる関係者に求められるもの～地域支援 Q&A～
- 資料 6-1 通級による指導の種類と指導例
- 資料 6-2 特別支援学級の種類と指導例
- 資料 7-1 共生社会の形成に向けた共に学ぶ授業の充実
～通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習～
- 資料 7-2 障がい種別の教育的対応のためのコーディネートアイディア（例）「医療的ケア」
- 資料 8-1 個別の教育支援計画とは
- 資料 8-2 個別の教育支援計画の活用
～いつ活用するのか？どうやって活用するのか？～
- 資料 8-3 個別の教育支援計画 記入例 A パターン
- 資料 8-4 個別の教育支援計画 記入例 B パターン
- 資料 8-5 「個別の教育支援計画」中学校から高等学校へ～一貫した支援のために～

I 障がいのある子どもの教育支援の 基本的な考え方

1 共生社会と学校教育

【ポイント】

▶ 「共生社会」の形成に向けて

(1) 「共生社会」について

○ 「共生社会」とは

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指しています。

○ 「共生社会」の形成に向けて

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

(2) インクルーシブ教育システムの構築のために

○ 「インクルーシブ教育システム」の定義

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

○ インクルーシブ教育システムの基本的な方向性

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

*インクルーシブ教育システムに関する研修コンテンツ

https://special-center.fcs.ed.jp/page_20240322025508

活用資料：【資料1-1】

*関連する関連資料について、本人や保護者等に説明できる資料を掲載しております。(以下、同じ)

2 障がいのある子どもの教育に関する制度の改正

【ポイント】

- ▶法制度の改正を理解（特に、障害者基本法第16条第1項）
- ▶「地域で共に学び、共に生きる」

(1) 障がいのある子どもの教育に関する制度の改正

平成18年12月、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成19年9月に同条約に署名し、平成26年1月に批准しました。

日本が本条約を批准するために国内法の整備等が行われ、平成23年8月には障害者基本法が改正されました。その第16条には、次のように述べられています。

○障害者基本法第16条第1項

- ・「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」（第2項以下省略）

また、これ以外にも様々な国内法が整備されました。

○学校教育法の一部改正（平成19年改正）

- ・「特殊教育」から「特別支援教育」への発展的な転換及び標記の転換

○学校教育法施行令の一部改正（平成25年）

- ・就学先を決定する仕組みの改正等

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年施行）

- ・不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供 等

就学の相談・支援に取り組む関係者にとって、特に障害者基本法の第16条第1項に示している「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ」に留意しなければなりません。市町村教育委員会は、子ども一人一人の教育的ニーズ（「Ⅲ教育的ニーズの把握と活用について」参照）を把握しながら、教育上必要な支援の提供や地域における教育体制を整備していくことが大切です。

本県の第7次福島県教育総合計画【施策3】においても「地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実」を掲げており、共生社会の理念を踏まえた上で、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場や交流及び共同学習について、一層の充実を推進しています。

3 教育的ニーズの把握について

【ポイント】

- ▶教育的ニーズの把握
- ▶市町村教育委員会等の調査の視点

(1) 教育的ニーズに応じた適切な学びの場の検討について

○ 教育的ニーズとは

教育的ニーズとは、子ども一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障がいの状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかを検討することで整理されるものです。

○ 就学に関する事前の相談・支援の必要性について

就学先を判断する前に教育相談等で、把握・整理した子ども一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。

(2) 教育的ニーズを整理するために

○ 最も大切にすること

対象となる子どもの自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することです。

○ 教育的ニーズを整理するための三つの観点

次の三つの観点で整理し、本人や保護者、その他関係者から就学相談等をとおして把握することが大切です。

① 障がいの状態等

- (視点) 医学的側面からの把握
- (視点) 心理学的・教育的側面からの把握

② 特別な指導内容

- (視点) 就学前までに特別に必要とされる指導内容
- (視点) 義務教育段階において特別に必要とされる指導内容

③ 教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

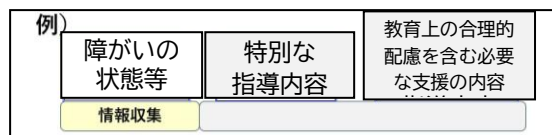
- (視点) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の「別表」の観点による配慮の検討
- (視点) 「障害のある子供の教育支援の手引（令和3年6月文部科学省）第「第3編障害の状態等に応じた教育的対応」のI～X（各障害種別）の1の「（2）教育的ニーズを整理するための観点」



(3) 教育的ニーズの把握が十分ではないケース（例）

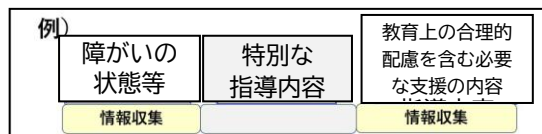
- 障がいの状態のみで学びの場を検討しているケース

学び場の検討の際に、個別に必要な合理的配慮を受ければ、共に学ぶことができる状況であることを考慮せず、障がいの状態のみで学びの場が分けられてしまう可能性があります。障害者基本法第16条の考え方を踏まえておらず、本人や保護者に十分な説明ができず、合意形成に至らないケースがあります。



- 特別な指導内容を考慮せずに、学びの場を検討しているケース

本人に必要な特別な指導（自立活動等）について把握が不十分であると、週1回程度の自立活動の指導の指導内容以外に、通常の学級で支援を受けながら学習することが可能である場合であっても、「特別支援学級」と学びの場が決定されることがあります。通級による指導と特別支援学級の違いについて、本人や保護者に十分に説明する必要があります。

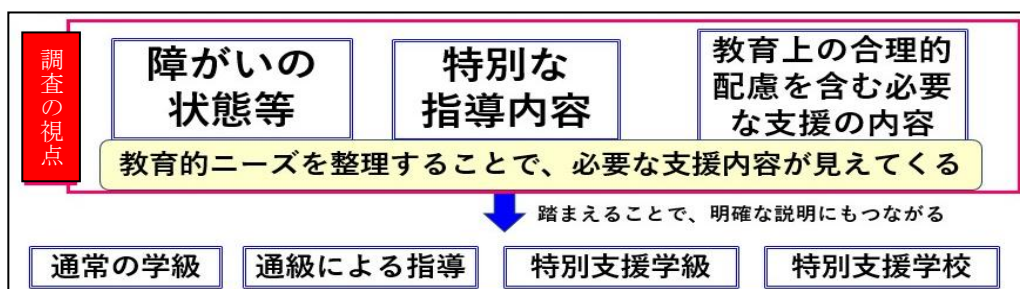


(4) 市町村教育委員会における調査の視点

- 教育的ニーズの観点から調査する様式等の検討

教育支援委員会で学びの場を検討する際に、調査する様式を各学校や委嘱された調査員等が活用しますが、各市町村教育委員会が調査する様式等に、教育的ニーズを整理・把握し、記載する欄を入れることが必要です。

教育的ニーズを把握した上で、学びの場の基礎的環境整備の状況、合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する状況を把握し、特別な指導内容を検討することで、適切な学びの場を検討することができます。



活用資料：【資料2-1】 【資料2-2】 【資料2-3】

4 合理的配慮とその基礎となる環境整備

【ポイント】

- ▶合理的配慮と基礎的環境整備の理解
- ▶合理的配慮に関する理解（決定方法・提供・観点等）

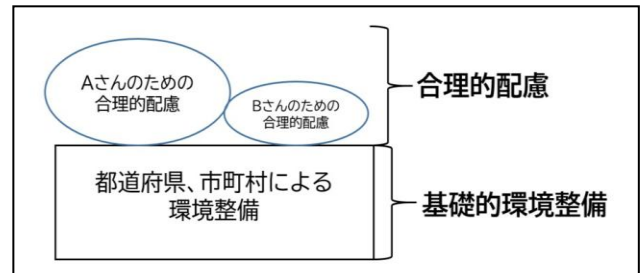
（1）合理的配慮の基礎となる環境整備

○ 基礎的環境整備とは

障害者差別解消法第5条においては、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされており、合理的配慮を的確に行えるようにする環境の整備について、行政機関及び事業者の努力義務とされています。このような合理的配慮の基礎となる環境整備を「基礎的環境整備」と呼んでいます。

○ 基礎的環境整備と合理的配慮の関係性

それぞれの基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮は異なることとなる点について留意する必要があります。



（2）合理的配慮の決定方法・提供等について

○ 合理的配慮とは

合理的配慮は、「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において提唱された概念です。平成24年中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、「中央教育審議会初等中等教育分科会報告」という。）において、合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義しています。

○ 合理的配慮の提供は法律上の義務

障害者差別解消法第7条第2項において、合理的配慮の提供は、国の行政機関・地方公共団体・独立行政法人等では法律上の義務です。なお、事業者については、令和3年に同法が改正され、令和6年4月1日から、合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へと改められました。

○ 合理的配慮の決定方法・提供

合理的配慮の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面や財政面なども含めて勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなります。各学校の設置者及び学校は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮を行うことが重要です。その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要があります。

○ 個別の教育支援計画への明記

設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮の観点」を踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいです。その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要です。

○ 合理的配慮の観点

合理的配慮は、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難であります。中央教育審議会初等中等教育分科会報告においては、合理的配慮を提供するに当たっての観点を、①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備の3つの観点で整理されました。

(参考)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会)における合理的配慮を提供するに当たっての観点(抜粋)
【「合理的配慮」の観点①教育内容・方法】

<①-1教育内容>

①-1-1学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2学習内容の変更・調整

<①-2教育方法>

①-2-1情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2学習機会や体験の確保

①-2-3心理面・健康面の配慮

【「合理的配慮」の観点②支援体制】

②-1専門性のある指導体制の整備

②-2幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3災害時等の支援体制の整備

【「合理的配慮」の観点③施設・設備】

③-1校内環境のバリアフリー化

③-2発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

活用資料：【資料3-1】【資料3-2】【資料3-3】【資料3-4】【資料3-5】

Ⅱ 就学先決定に向けたプロセス

1 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

【ポイント】

- ▶自立と社会参加を見据えて
- ▶就学先決定のプロセス

(1) 自立と社会参加を見据えて

- 学びの場等の判断・決定に当たって

平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障がいのある子どもの障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

- 教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる場に

自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。

(2) 就学先決定のプロセス

- 障がいのある子どもの就学先決定の流れ

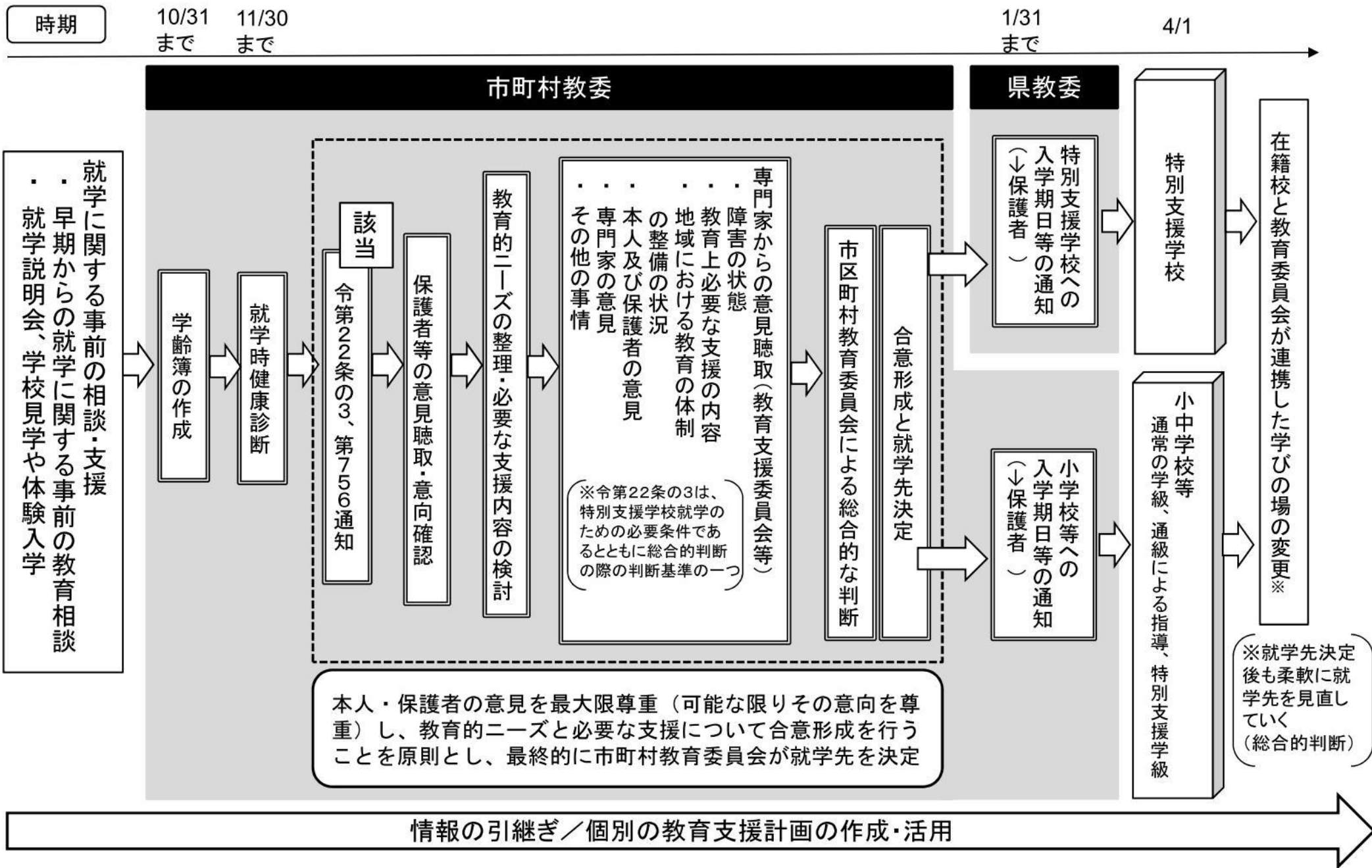
就学先決定の仕組みにおいては、本人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定することとなります。その際、教育支援委員会等を設置し、専門家の意見を聞きながら、就学先決定のプロセスをたどっていくこととなりますが、特に市町村教育委員会は教育支援委員会等の事務局として、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが求められます。

- 就学先を判断していく時の留意事項

障害者基本法第16条「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、」について追求していくために、教育的ニーズにおける特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容を把握し、学びの場における提供可能な合理的配慮等を検討し、総合的に学びの場を検討していくことが大切です。

留意すべき事として、障がいの状態だけで判断しないようにすることが大切です。市町村教育委員会は、各地域にある特別支援学校のセンター的機能等を活用したり、特別支援教育センターや県教育委員会に助言を求めたりするなど、子どもたちが共に教育を受けられるように地域の環境整備をしていく視点が必要です。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



2 就学に関する事前の相談・支援について

【ポイント】

▶保護者や本人に十分な情報提供（6つの視点）

（1）就学に関する事前の相談・支援の目的と内容

○ 就学に関する事前の相談・支援の機会

本人及び保護者を対象とした就学に向けた様々な事前の準備を支援する活動を、早期の段階から時間的余裕をもって、計画的に実施していくことが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で、極めて重要です。

市町村教育委員会が行う就学に関する事前の相談・支援には、次のような機会が含まれます。

- ・就学に関する啓発資料の配布等を通じた情報提供
- ・就学説明会の実施
- ・就学に関する事前の教育相談、学校見学、体験入学などの実施

本人及び保護者が、就学に関する事前の相談・支援の流れや今後の予定などについて具体的なイメージをもてるようになってきているか、早い段階から教育委員会や学校が本人及び保護者と積極的なコミュニケーションを図ることで、双方の信頼関係を構築していくことが必要です。

（2）就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっての留意点

○ 就学に関する事前の相談・支援の実施

障害者基本法第16条2項にある「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障がい者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」に基づき、以下の点について留意し、保護者や本人に十分な情報提供をすることが大切です。

【本人・保護者に伝えたい 6つの視点】

① 保護者への事前の周知

就学に関する事前の相談・支援において、様々な活動が用意され、提供されることを、本人及び保護者に対して早い時期から周知する。

② 保護者が教育的ニーズについて理解が深まる説明

学びの場の検討に当たっては、子ども一人一人の教育的ニーズが最も重要であることについて、保護者の理解が深まるよう、丁寧な説明を心がけ、子どもの健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で話合いに臨む。

③ 本人や保護者の意向確認

学びの場の検討のプロセスにおいて、本人及び保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して相談に臨むことができるように説明する。

④ 本人や保護者に正確な情報提供

本人や保護者が、正確な情報を得た上で就学に関する事前の相談・支援を受けることができるよう、適時・適切な情報提供、きめ細かい配慮と工夫に努める。

*例えば、具体的に、次のようなことを保護者に分かりやすく説明する

- ・就学の選択肢として予想される学校の教育目標や多様な学びの場
- ・対象となる子どもが学校生活を送る上で課題になりそうな内容
- ・支援体制を含む基礎的環境整備の状況とそれに基づく教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する状況（合理的配慮の提供に関する合意形成までの手続きも含む）
- ・多様な学びの場の活用による成長事例

⑤ 保護者へ就学先の具体的な検討とプロセスの理解

本人及び保護者に対し、適切なタイミングで法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセスについての理解を促す。

⑥ 保護者へ学びの場の変更が柔軟であることの説明

就学先となる学校や学びの場は固定的なものではなく、実際の就学先決定後も障がいの状態等を踏まえ、転学や学びの場の変更が可能であり、柔軟なものであることを分かりやすく伝える。

活用資料：【資料4-1】【資料4-2】【資料4-3】【資料4-4】

3 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定について

【ポイント】

- ▶本人や保護者の意向確認
- ▶市町村教育委員会による総合的な判断と合意形成

(1) 保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談

○ 意見聴取・情報提供に当たって

意見聴取・意向確認に当たっては、就学を希望する学校や学びの場における基礎的環境整備の状況、提供可能な教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等について明確にしながら、建設的対話に努めることが重要です。その際、「特別の教育課程」の編成に関することや、それぞれの学校や学びの場を通じた子どもの育ちの見通しなどの事例についても、確認することも必要です。また、子どもが、その年齢及び能力に応じ、かつ、その障がいの状態等を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、地域の教育資源等をどのように活用できるのかという情報を提供することも必要です。

○ 意向確認に当たって

本人及び保護者の就学に関する意向を確認する手続きにおいては、障害者基本法第16条第2項により、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」旨が規定されている点に留意しなければなりません。ただし、「前項の目的を達成するため」とあるように、障害者基本法第16条第1項の「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため」という目的を達成するために就学先となる学校や学びの場を選択するという共通認識を本人及び保護者ととも醸成していくことが重要です。

○ 本人の意見について

本人の意見について、学齢期の段階においては、一般的には保護者を通じて表出されるものと考えられるが、中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、障がいの状態等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられます。保護者の思いが、子ども本人の思いや子供の教育的ニーズとは、異なることもあり得ることに留意することが必要です。

(2) 専門家からの意見聴取

○ 多角的、客観的に検討するために

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要です。なお、専門家からの意見聴取は、市

町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

○ 小中学校等と特別支援学校間の転学の場合

小中学校等と特別支援学校間の転学が行われる場合においては、学校教育法施行令第18条の2により、保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければならないことに留意する必要があります。特別支援学校は都道府県教育委員会に設置義務があり、小中学校等は市町村教育委員会に設置義務があることから、密接に連携を図りつつ、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要です。その際に、必要に応じ教育支援委員会等の助言を得ることが望ましいです。

(3) 総合的な判断と合意形成

○ 総合的な判断の基本的な考え方

市町村教育委員会による総合的な判断については、就学時にその時点で子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で小学校段階6年間、中学校段階3年間の子どもの育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断が行われる必要があります。

○ 本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の合意形成

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が合意形成を図ることである。

市町村教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、子ども一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえ、本人・保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当です。

○ 学びの場の見直しやその手続き

さらに、就学先決定の際に、「学びの場」は固定したものではなく、個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、学習の習得状況等を踏まえて学校や学びの場を柔軟に変更等ができることや、見直しのための手続についても、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要です。

○ 特別支援学校との居住地校交流について

特別支援学校に就学する場合には、居住する地域から離れた特別支援学校に通学することにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合があるため、特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域の小中学校等との交流及び共同学習の積極的な実施に向け、あらかじめ本人及び保護者の意向を確認することが大切です。

(4) 就学先の決定

○ 本人・保護者と市町村教育委員会や学校間で就学先となる学校や学びの場について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子どもの就学先を決定する。

市町村教育委員会は、就学先の決定に関する通知を発出する場合、別途、就学校の変更手続（学校教育法施行令第8条及び第16条）等による変更がなされない限りは、その子どもはその学校に就学することになります。

当然のことながら、就学先の決定に当たっては、その子どもがその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならないことに留意が必要です。

4 就学に関わる関係者に求められるもの

【ポイント】

▶相談担当者の心構えと求められる専門性

(1) 就学先決定までのプロセスに関わる者として

就学先決定までのプロセスに関わる者は、障がいのある子どもの成長・発達の可能性を探る視点をもって、子どもが自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚を強くもつことが必要である。

(2) 相談担当者の心構えと求められる専門性

○ 保護者支援におけるカウンセリングマインドの発揮

教育相談担当者は、保護者の心情や、子どもの現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談に当たることが大切です。

教育相談においては、障がいの有無や原因を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要です。そのためには、子どもの障がいやできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子どもができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまく関わっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切です。

○ 教育相談の目的

教育相談は、その後の適切な教育・支援のための方向性を話し合うことが目的であり、子どもの可能性を最大限伸ばさせるための教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者とともに合意形成を図っていくことが求められます。

(3) 関係者に求められること

○ 乳児期・幼児期の保育等担当者に求められること

障がいのある子どもを担当している認定こども園・幼稚園・保育所等の担当者は、子どもと接する時間が長く、学習面や行動面における特別な教育的支援が必要なことに早期に気付くことが可能です。個別の教育支援計画等の作成を通して、実態の的確な把握（アセスメント）や必要な支援の内容を複数の担当者で検討したり、よりよい個別の教育支援計画等を作るために専門家等の活用を図ったりするなどして、具体的な対応を組織的に進めることが大切です。

なお、子どもの実態の的確な把握については、保護者との信頼関係作りの取組を通じて、家庭での気付きも大切にしながら情報を保護者と共有し、特別な支援を必要とすることについて、保護者の理解を得ることが大切です。

○ 相談担当者に求められること

相談担当者は、障がいがある子どもの保護者にとって、教育だけでなく、むしろ幅広く「子育て」という視点で、我が子の指導や支援についてのアドバイスを与えてくれる存在でもあり、そのため、相談担当者自身が、日頃から学校や教育委員会と連携し、最新の情報を把握しておくことが大切です。

○ 医療・福祉・保健担当者（保健師等）に求められること

保健所、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、発達障害者支援センター等の担当者も障がいのある子どもについての相談に応じることとなりますが、相談がその先の教育支援につながるように、市町村に設置されている特別支援に関する連携協議会等を有効に活用し、障がいのある子どもの情報を共有し、地域で子供を支えていくという体制作りをすることが大切です。

○ 学校関係者に求められること

小中学校等及び特別支援学校についても、就学前からの支援を受け継ぐ機関として、障がいのある子どもへの教育支援に対し、幅広く関与していく姿勢が求められ、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められています。

特に、発達障がいに関する一定の知識・技能は、多くの小中学校等の通常の学級に発達障がいの可能性のある子どもの多くが在籍していることから、必須です。

また、特別支援学校については、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障がいのある子どもへの指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小中学校等の教員に対する研修協力機能、障がいのある子供への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有しており、その一層の充実を図るとともに、更なる専門性の向上に取り組む必要があります。

活用資料：【資料5-1】

Ⅲ 教育的ニーズに応じた多様な学びの場

1 連続性のある多様な学びの場

【ポイント】

▶一人一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」

(1) 「多様な学びの場」について

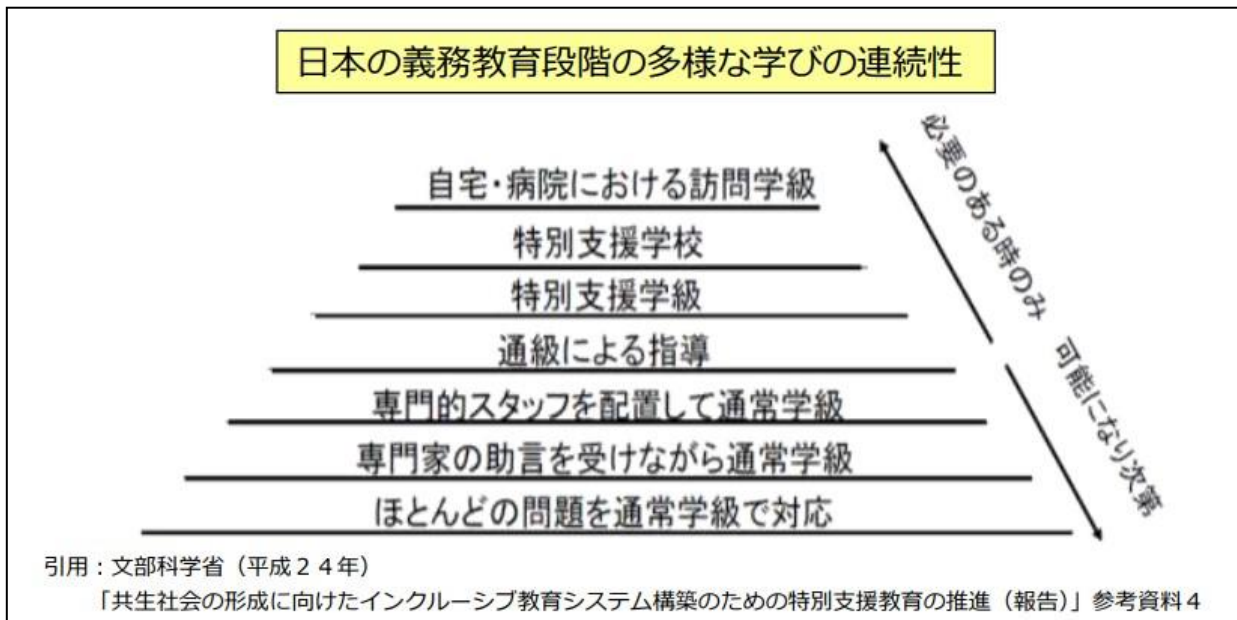
- 教育的ニーズに最も的確に応える指導の提供

障害者基本法第16条を追求しながら、子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」があります。

- 本人や保護者が安心するために

本人や保護者等の関係者が、十分に学びの場について理解しておらず、不安になることが考えられます。本人や保護者に必要な情報を提供し、安心して教育相談ができるようにすることが大切です。

そのためにも、それぞれの学びの場について、就学担当者が十分に理解し、本人や保護者が就学先や就学後の卒業までの将来を見通して考えることができるように情報提供することが大切です。その際、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。



2 就学先となる学校や学びの場の種類と就学可能な障がいの程度

【ポイント】

▶学びの場の種類と就学可能な障がいの程度

【通級による指導】

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態です。

○ 対象障がい種

言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

○ 通級による障がいの程度

(障がいのある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について：25文科初第756号通知)

区分	障がいの程度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

【留意点】

市町村教育委員会においては、保護者等に障がいの程度を説明する際に、上記の標記に基づき、医学的な診断も含めて十分に検討し、事実や客観的に説明できるようにしなければなりません。

確認!

【特別支援学級】

小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

○ 対象障がい種

知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者

○ 特別支援学級の障がいの程度

(障がいのある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について：25文科初第756号通知)

区分	障がいの程度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症 ・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

【留意点】

市町村教育委員会においては、保護者等に障がいの程度を説明する際に、上記の標記に基づき、**医学的な診断も含めて十分に検討し、事実や客観的に説明できるようにしなければなりません。**

確認！

【特別支援学校】

障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

○ 対象障がい種

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）

○ 特別支援学校の障がいの程度（学校教育法施行令）

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

*以下の障がいの程度は、特別支援学校で学ぶための基準であり、障がいの程度が該当するから＝特別支援学校ではないことに留意する。（IV参照）

区分	障がいの程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

二 聴力の測定は、日本産業規格によるオージオメータによる。

【留意点】

市町村教育委員会においては、保護者等に障がいの程度を説明する際に、上記の標記に基づき、医学的な診断も含めて十分に検討し、事実や客観的に説明できるようにしなければなりません。

活用資料：【資料6-1】【資料6-2】

3 学びの場の関係・連携について(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)

【ポイント】

▶学びの場の関係を理解し、学びの場を検討

○ 学びの場の関係を理解する

小中学校等における教育により、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる場合には、就学先として小中学校等を検討することとなります。その場合の学びの場の形態としては、通常の学級における指導、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級における指導の三つがあり、子ども一人一人の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を踏まえて、対象となる子ども一人一人にとって、どの学びの場が最も適切かどうかを検討していくことが大切です。

(1) 特別支援学級と通級による指導等との関係について

小中学校等における通級による指導の授業時数については、年間35単位時間から280単位時間以内の範囲で行うことを標準とし、週当たりに換算すると、1単位時間から8単位時間程度まで、通常の学級以外で特別な指導を行うことができることになっています。このため、例えば、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外で特別な指導の時間が、週当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討することが考えられます。

(2) 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について

小中学校等の特別支援学級に在籍する子供については、通常の学級に在籍する子どもと共に学ぶ機会を積極的に設けることが重要です。そのため、特別支援学級の子どもが、特別支援学級に加え、同じ学年の通常の学級にも在籍し、通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子ども一人一人の障がいの状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要です。また、教科学習についても、子ども一人一人の障がいの状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要です。

(3) 医療的ケアの必要な子どもについて

医療的ケアの必要な子どもについては、本手引に記載の内容に加え、「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」(平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長)と別冊「小中学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を参考にしながら、医療的ケアが必要な子ども一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要です。

(4) 障がいのある外国人の子どもについて

障がいのある外国人の子どもについては、「外国人の子供の就学の促進及び就学状況等の把握等について（通知）」（平成31年3月15日付け30文科教第582号文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長）を踏まえることが必要である。具体的には、障がいのある外国人の子どもの就学先の決定に当たっては、教育委員会において、日本国籍を有する子どもと同様に、本手引及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長）等を参考としながら、障がいのある外国人の子ども一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要である。

その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人及び保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要である。

活用資料：【資料7-1】【資料7-2】

4 支援をつなぐための個別の教育支援計画等

【ポイント】

- ▶個別の教育支援計画の作成と活用方法
- ▶個別の教育支援計画を進学先に引き継ぐ

(1) 個別の教育支援計画等の作成

○ 作成について

個別の教育支援計画については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成30年8月27日付け30文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）が発出されており、その作成にあたっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることが学校教育法施行規則に明記されています。

○ 作成する対象について

- ① 特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）全員
- ② 通常の学級において、通級による指導を受けていない障害のある児童（生徒）等

(2) 個別の教育支援計画の活用方法や盛り込まれるべきもの

○ これまでの活用における課題

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）」（令和3年1月）においては、小中学校等の特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた生徒が、高等学校において指導を受けるに当たって、小中学校等での指導や合理的配慮の状況などが十分引き継がれていない状況が散見されることから、「個別の教育支援計画」やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、小中学校等での指導を高等学校での指導につなげていくことの重要性が指摘されました。

○ 活用方法について

個別の教育支援計画の活用にあたっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取り扱いに十分留意することが必要です。特に上記で課題としてあげられている高等学校での指導につなげていくことについては、進学先が決定後に、中学校から保護者の同意を得て、速やかに個別の教育支援計画を引き継ぎ、生徒が安心・安全に学習や生活が過ごすことができるように支援の内容を伝えていかなければなりません。

活用資料：【資料8-1】【資料8-2】【資料8-3】【資料8-4】【資料8-5】

IV 特別支援学校(小学部児童及び中学部生徒) の入学・転学に関する手続き(要点)

<目次>

入学について

*各ページ脇に検索しやすいように目印がついています。

1 新学齢児の入学手続き・・・32

- (1) 新学齢児の県立特別支援学校への入学手続き
- (2) 新学齢児の市立特別支援学校への入学手続き
- (3) 就学義務の猶予又は免除者の県立特別支援学校への入学手続き

新学齢児

就学猶予等

転学について（県内）

2 転学手続き（県内）・・・35

A 小・中学校と県立特別支援学校間の転学手続き・・・35

- (1) 小・中学校から県立特別支援学校への転学手続き
 - ①本人の住所が変わらない場合
 - ②本人の住所が変わる場合
- (2) 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続き
 - ①認定特別支援学校就学者が視覚障がい者等でなくなった場合
 - ②認定特別支援学校就学者が地域の小・中学校で学ぶことが思料できる場合

小中→特支

特支→小中

B 特別支援学校間の転学手続き・・・41

- (1) 県立特別支援学校間の転学
 - ①本人の住所が変わらない場合
 - ②本人の住所が変わる場合
 - ㊦転学を伴う場合
 - ㊧転学を伴わない場合

特支→特支

(2) 県立特別支援学校と市立特別支援学校間の転学

①市立特別支援学校から県立特別支援学校へ

市立→特支

②本人の住所が変わらない場合

③本人の住所が変わる場合

特支→市立

④県立特別支援学校から市立特別支援学校へ

転学について（県外）

3 他都道府県との就学及び転学手続きについて・・・50

(1) 本県から他都道府県の特別支援学校へ

①本人の住所が変わる場合・・・18～19

特支→他県等

②本人の住所が変わらない場合・・・20

(2) 他都道府県から本県の特別支援学校へ

①本人の住所が変わる場合・・・21～22

他県等→特支

②本人の住所が変わらない場合・・・23

(3) 区域外就学した児童生徒の区域外就学等の終了について

①本県から他の都道府県の特別支援学校へ区域外就学をした

児童生徒の区域外就学が終了した場合・・・24～25

区域外終了

②他都道府県より本県の特別支援学校へ区域外就学した

児童生徒の区域外就学終了が終了した場合・・・26～27

4 その他・・・60

・私立の小中学校等との転学について

・学齢簿の加除訂正について

***ホームページ上では、一括又は必要な箇所だけダウンロードできるようにします。**

(凡例)

法・・・学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

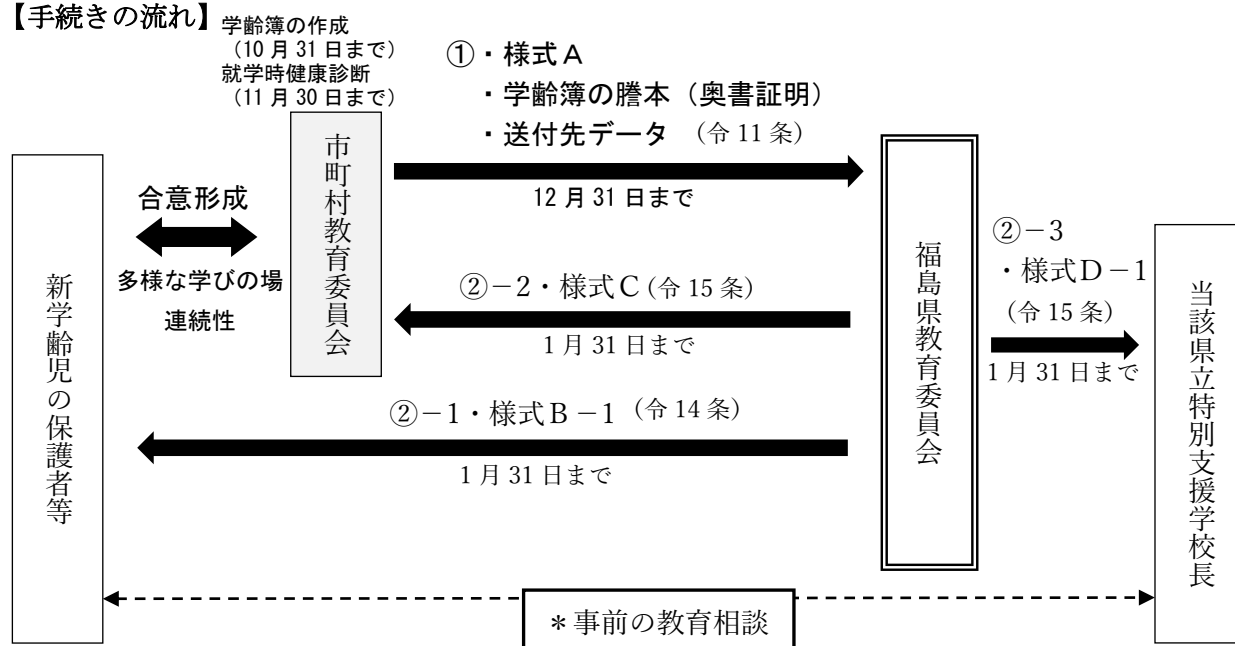
令・・・学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

規則・・・学校教育法施行規則（昭和二十二年文科省令第十一号）

1 新学齢児の入学手続きについて

(1) 新学齢児の県立特別支援学校への入学手続き

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	市町村教委	県教委	・様式A：認定特別支援学校就学者通知書（令11条） ・学齢簿の謄本（奥書証明） ・送付先データ：県HPからダウンロードし提出
②-1	県教委	保護者	・様式B-1：入学通知（令14条）
②-2		市町村教委	・様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）
②-3		当該学校長	・様式D-1：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）

【留意事項】

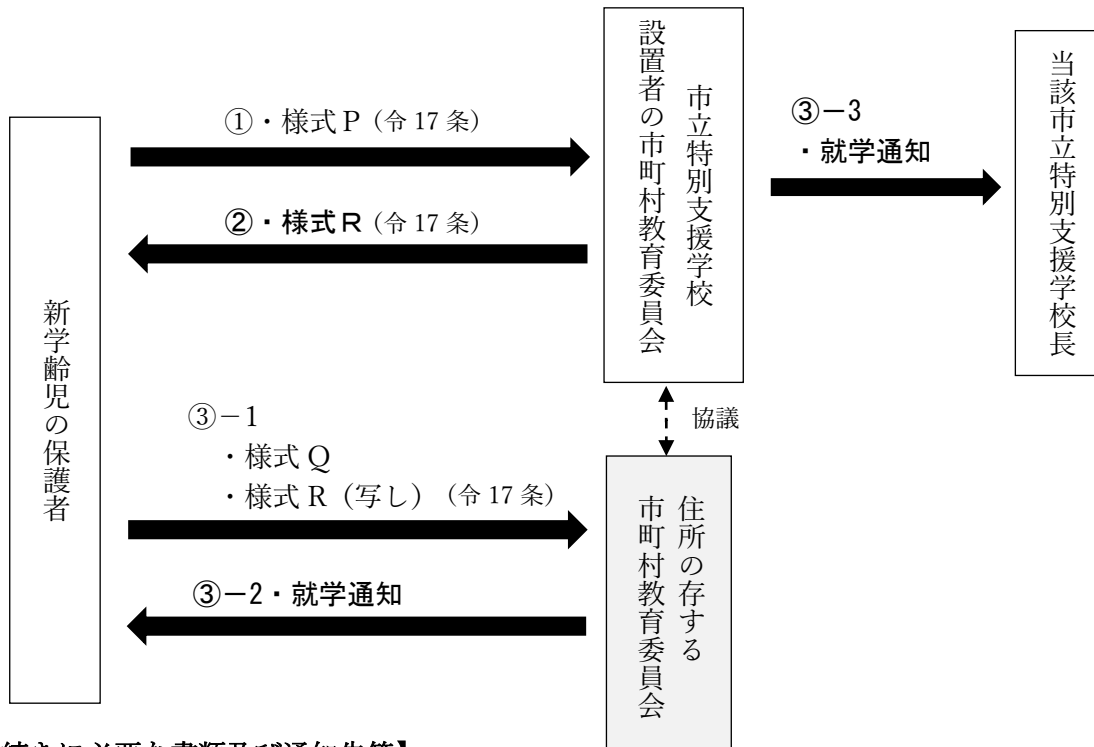
- ・ 特別支援学校に入学が予想される場合は、事前に当該特別支援学校の教育相談を受けてください。
- ・ 施設入所を希望している新学齢児の場合、施設入所の決定後に通知するため、3月中旬の通知となる場合があります。（令11条の3を適用）
- ・ 小学校に在学する学齢児童のうち視覚障がい者等で翌学年のはじめから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定したものについて、学校教育法施行令第11条を準用します。（令11条の2を適用）

（*「視覚障がい者等」とは、障がいの程度が学校教育法施行令22条の3の表に規定する程度のこと。以下同じ。）

<注>・ ○内の数字は事務手続きの順序を示す。以下同じ。

(2)新学齢児の市立特別支援学校への入学手続き

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

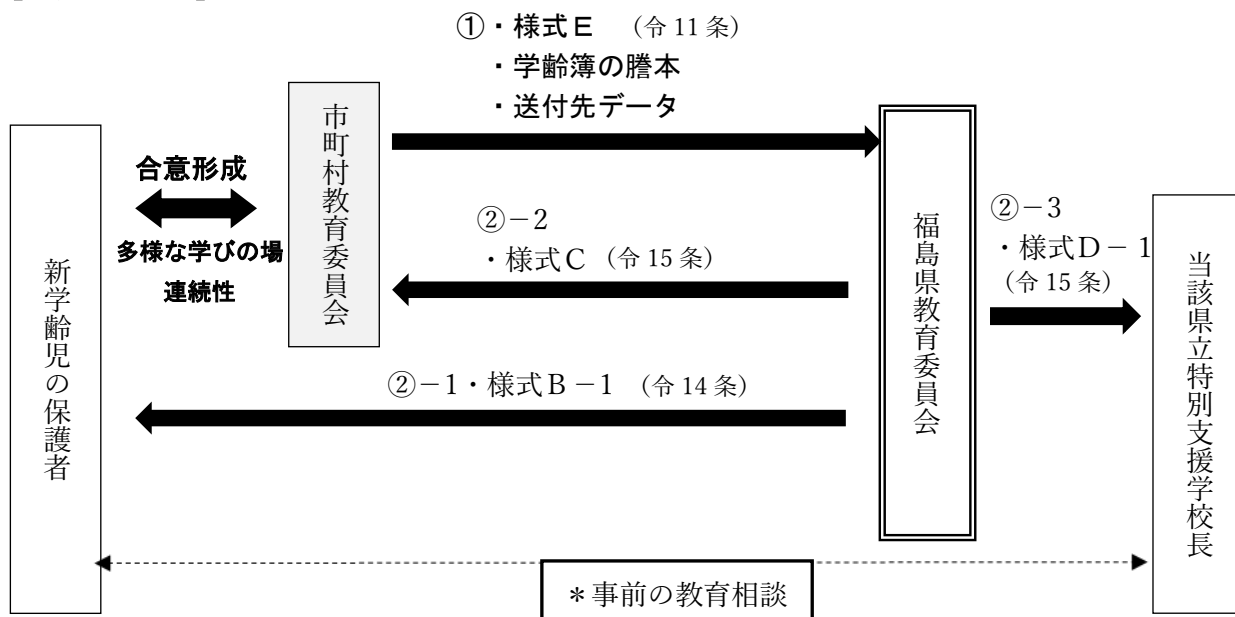
No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	設置者の市町村教委	・様式P：認定特別支援学校就学者区域外就学願（令17条）
②	設置者の市町村教委	保護者	・様式R：区域外就学承諾書（令17条）
③-1	保護者	住所の存する市町村教委	・様式Q：認定特別支援学校就学者区域外就学届 ・【②で受け取った】様式R：区域外就学承諾書(写し)（令17条）
③-2	住所の存する市町村教委	保護者	・就学通知：* 当該市町村教委の様式による
③-3	設置者市町村教委	当該学校長	・就学通知：* 当該市町村教委の様式による

【留意事項】

- ・ 都道府県の教育委員会は、学校教育法第11条第3項の規定により、市立特別支援学校への就学を通知することは要しないとしています。
- ・ 市立特別支援学校の設置者と新学齢児の存する市町村教育委員会が異なる場合は、協議が必要です。
- ・ 福島大学附属特別支援学校の手続きについては、学校教育法施行令第17条に基づき、福島大学附属特別支援学校長の就学を承諾する書面を添え、住所の存する市町村教育委員会に提出する流れとなります。

(3)就学義務の猶予又は免除者の県立特別支援学校への入学手続き

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	市町村教委	県教委	・様式E：就学義務を猶予又は免除されている児童生徒で特別支援学校就学が適当である旨の通知書（令11条） ・学齢簿の謄本（奥書証明） ・送付先データ：県HPからダウンロードし提出
②-1	県教委	保護者	・様式B-1：入学通知（令14条）
②-2		市町村教委	・様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）
②-3		当該学校長	・様式D-1：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）

【留意事項】

- ・ 就学義務の猶予又は免除の根拠は、学校教育法第18条の規定にあるとおり、当該市町村教育委員会が判断します。
- ・ 就学猶予・免除の事由が解消して小学校または中学校に就学する場合、年齢及び心身の発達の状況を考慮して、校長は、その年齢及び指針の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができるとしています。（規則第35条）

ただし、中学校相当の年齢の者は、学校教育法第17条第2項の小学校等の課程を修了した日の翌日以後の最初の学年の初めから中学校等に就学させる規定としており、小学校を卒業していない者は、中学校等に編入はできません。

2 転学手続き(県内)

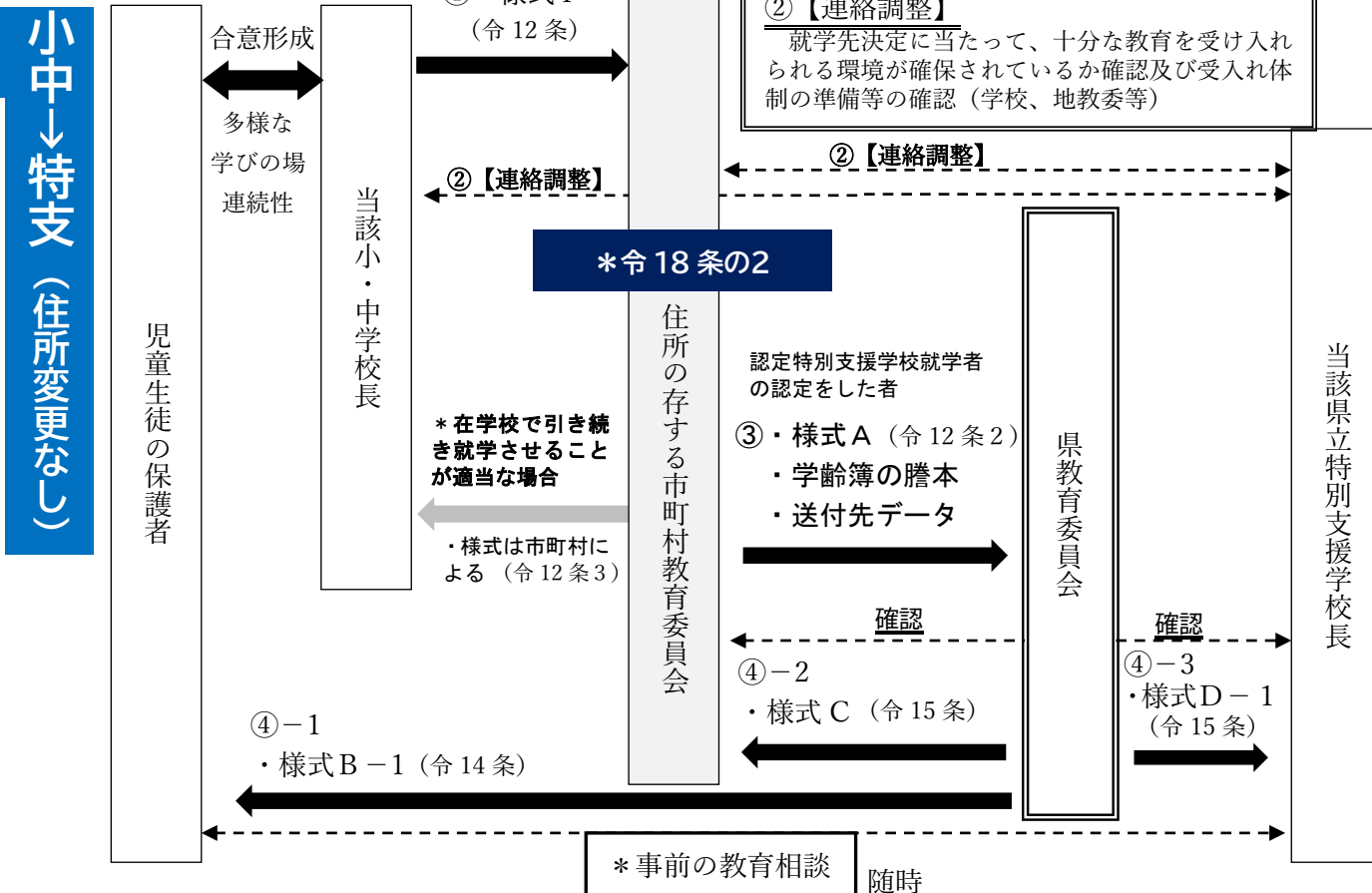
【A 小・中学校と県立特別支援学校間の転学の手続き】

【(1) 小・中学校から県立特別支援学校への転学手続き】

①本人の住所が変わらない場合

*視覚障がい者等になったものがあるときも含む

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	小・中学校等の校長	市町村教委	・様式 F : 視覚障がい者等になった者について (通知) (令 12 条) * 次年度の学び場の決定のために教育支援委員会で既に審議している場合は③からの手続きになる。
②	* 転学先の特別支援学校へ事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
③	市町村教委	県教委	・様式 A : 認定特別支援学校就学者通知書 (令 12 条. 2) ・学齢簿の謄本 (奥書証明) ・送付先データ : 県 HP からダウンロードし提出
④-1	県教委	保護者	・様式 B-1 : 入学通知 (令 14 条)
④-2		市町村教委	・様式 C : 福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令 15 条)
④-3		当該県立特別支援学校長	・様式 D-1 : 福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令 15 条)

【留意事項】

- ・ 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」(文部科学省)では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会(在学する学校)が、当該特別支援学校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知(様式A)を出す必要があります。
- ・ 次年度転学の場合、新学齢児と同様、12月末日までに通知することが望ましい。ただし、病気療養等緊急の場合を除きます。

【準用する手続きとして～学校の教育法施行令第12条の2に該当する児童生徒～】

- ・ 学齢児童生徒で、視覚障がい者等で小・中学校等に在学するもののうち、その障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、その他事情の変化等により、小・中学校に就学させることが適当でなくなったものがある場合についても、この手続きについて適用する。その際、市町村教育委員会の令第18条の2に示す手続きを経て、③からの手続きとなります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

令第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条(第6条(第2号)を除く。)において準用する場合を含む。)又は第11条第1項(第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

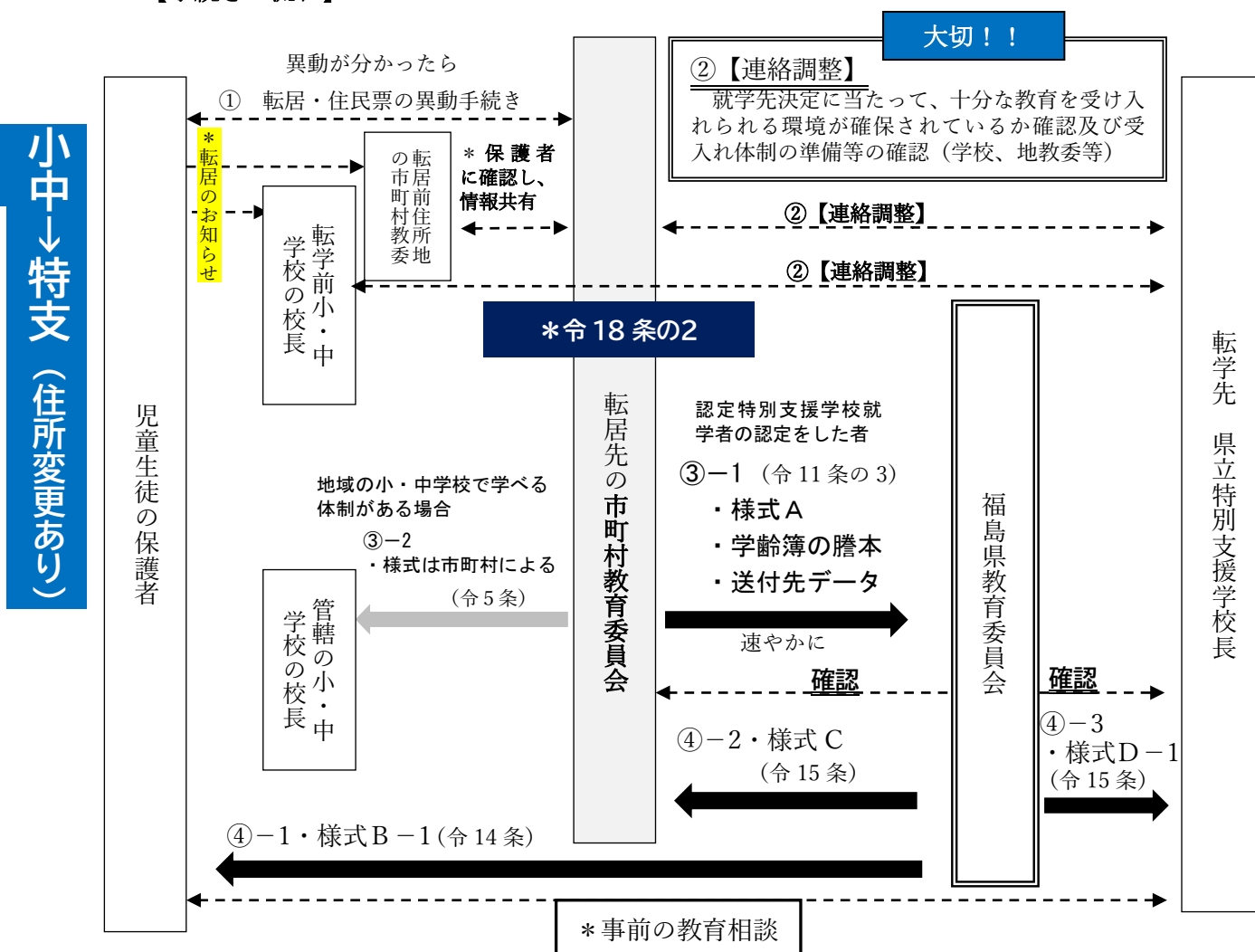
【A 小・中学校と県立特別支援学校】

【(1)小・中学校から県立特別支援学校への転学手続き】

②本人の住所が変わる場合

(令 22 条 3 該当者で、特別支援学校への転学を保護者等が希望している場合等)

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②	*転学先の特別支援学校へ事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
③-1	転居先市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合> (令 11 条の 3) ・様式 A : 認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本 (奥書証明) ・送付先データ : 県HPからダウンロードし提出
③-2	転居先市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による (令 5 条)
④-1	県教委	保護者	・様式 B-1 : 入学通知 (令 14 条)
④-2		市町村教委	・様式 C : 福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令 15 条)
④-3		当該学校長	・様式 D-1 : 福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令 15 条)

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受け入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。
- 施設入所等で、年度途中及び年度末に本人の住所が変更する可能性がある場合は、転学先の市町村教育委員会が「認定特別支援学校就学者」について、令18条の2に基づいて判断することになります。
保護者の了解を得て、関係機関において早めに情報共有を図るようにしてください。十分な連絡調整がなされないままでは、受け入れ体制の準備が難しく、転学に時間がかかる場合があります。

***学校教育法施行令第18条の2とは**

令第18条の2
市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 知的障がい者を受け入れている施設に入所するのですが、県立特別支援学校に入ることはできないのですか。

A 福祉施設に入所した場合でも、本人の住所を変更する際は、住所の存する市町村教育委員会が学びの場を総合的に判断し決定していきます。障がいの程度が学校教育法施行令第22条の3に規定するもののうち、当該市町村教育委員会がその者の障がいの程度、地域における教育の体制等、その他の事情を勘案して、県立特別支援学校に就学させることが適当である認める者（認定特別支援学校就学者）とした場合に、市町村教育委員会が学校教育法施行令第11条に係る通知を県教育委員会に提出し、その後の必要な手続きを行うこととなります。

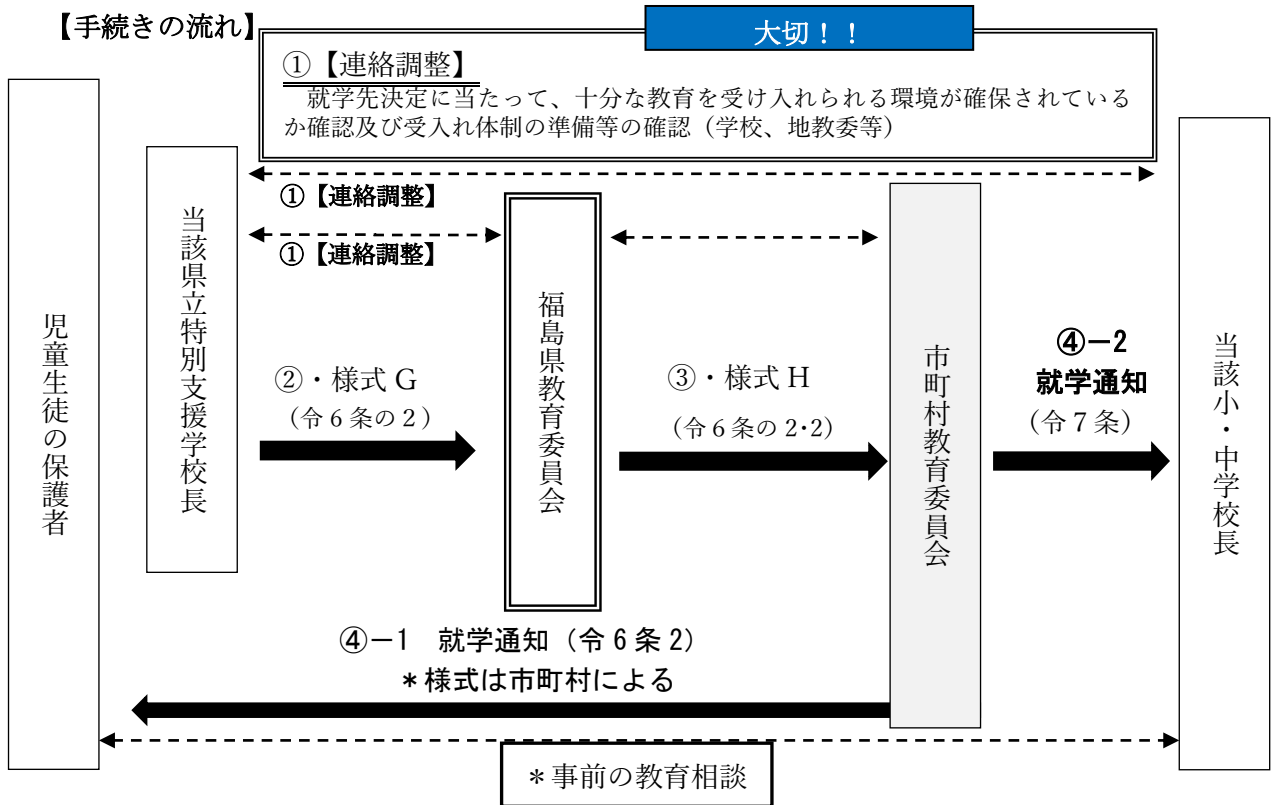
知的障がい者の施設入所であっても、地域の小・中学校で学ぶことも地域の体制によって可能かどうかを当該市町村教育委員会が総合的に判断するためです。

ただし、他の市町村の施設に入所をしても、本人の住所を異動しない場合があります。その際も、住所の存する市町村教育委員会が学びの場を総合的に判断し決定していきますが、手続きが異なりますので注意が必要です。

(2) 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続き

① 認定特別支援学校就学者が視覚障がい者等でなくなった場合

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①			* 転学先の当該小・中学校へ事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。
②	当該県立特別支援学校校長	県教委	・ 様式 G : 認定特別支援学校就学者で () 者でなくなった者について (通知) (令 6 条の 2)
③	県教委	市町村教委	・ 様式 H : 認定特別支援学校就学者で () 者でなくなった者について (通知) (令 6 条の 2・2)
④-1		保護者	・ 小中学校への入学通知 様式は市教委による (令 6 条 2)
④-2	市町村教委	当該小・中学校校長	・ 小中学校への入学通知 様式は市教委による (令 7 条)

【留意事項】

- ・ 小中学校に学びの場を異動する前に十分に連絡を取り合いながら、必要に応じてケース会議等を開いて個別の教育支援計画を引き継ぐなどの本人や保護者が安心して学ぶことができる環境や体制を整えておくことが大切になります。

Q 視覚障害者等でなくなったものとは、どのようなことですか。

A 学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当しなくなった児童生徒のことをいいます。病弱者で症状が改善し、継続して医療または生活規制を必要としない程度になった状態等が例として考えられます。第 22 条の 3 は特別支援学校で学ぶ児童生徒の障がいの程度を示している法令（障がいの程度だけで特別支援学校とはならないことに注意：令 11 条）です。

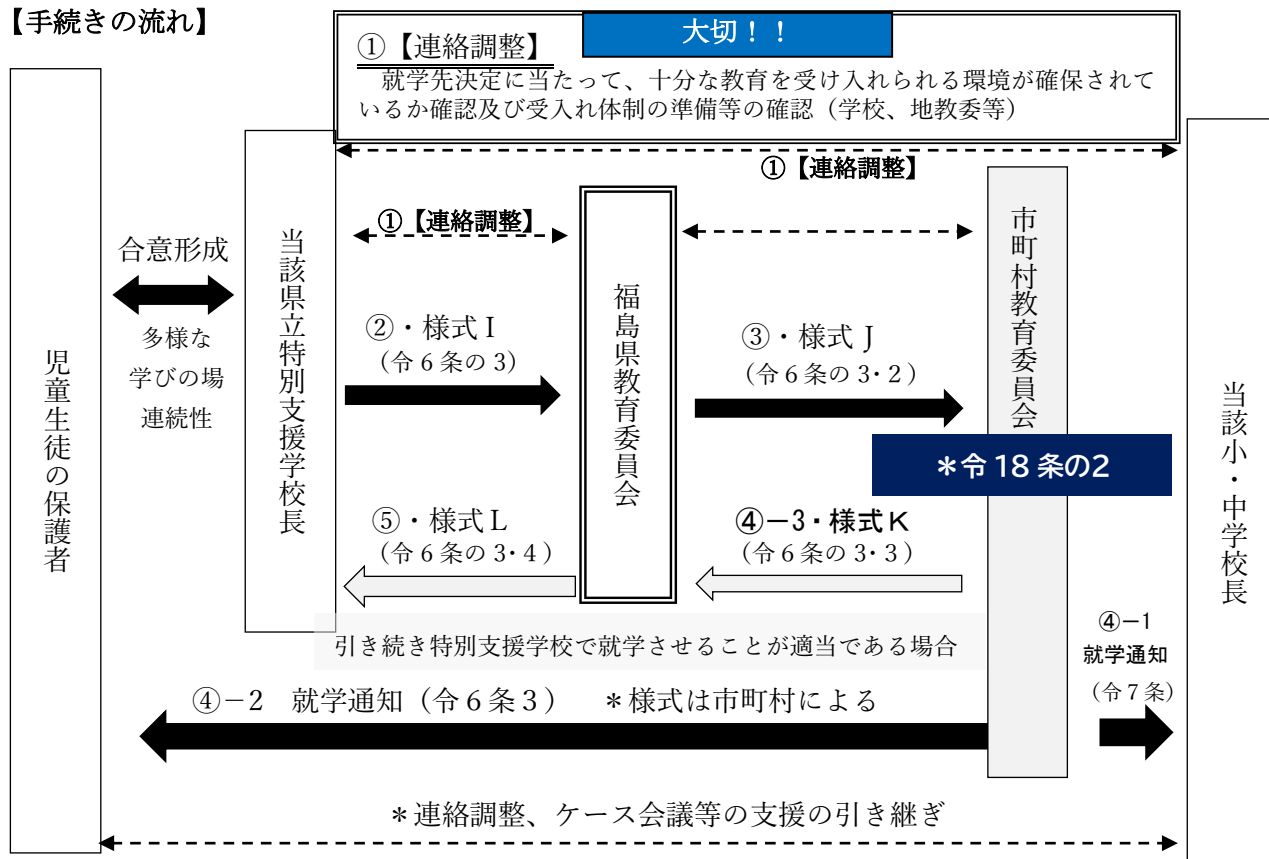
ただし、令 22 条の 3 の障がいの程度がない場合は、地域の小・中学校で学ぶこととなります。

特支→小中（視覚障がい者等でなくなったもの）

(2) 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続き

② 認定特別支援学校就学者が小・中学校で学ぶことが思料できる場合

【手続きの流れ】



特支↓小中（小・中学校で学ぶことが思料できるもの）

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	* 転学先の当該小・中学校へ事前に情報提供、受け入れ体制の確認などをすること。		
②	当該県立特別支援学校校長	県教委	・ 様式 I：認定特別支援学校就学者の就学先について（通知）（令 6 条の 3）
③	県教委	市町村教委	・ 様式 J：認定特別支援学校就学者の就学先について（通知）（令 6 条の 3・2）
④-1	市町村教委	当該小・中学校長	・ 就学通知（令 7 条） * 市町村の手続きによる
④-2	市町村教委	保護者	・ 就学通知（令 6 条 3） * 市町村の手続きによる
審議の結果 引き続き特別支援学校で就学させることが適当である場合			
④-3	市町村教委	県教委	・ 様式 K：認定特別支援学校就学者の就学先について（通知）（令 6 条の 3・3）
⑤	県教委	当該県立特別支援学校校長	・ 様式 L：認定特別支援学校就学者の就学先について（通知）（令 6 条の 3・4）

【留意事項】

- ・ 居住地校における交流及び共同学習などを計画的に行い、地域の小・中学校で共に学ぶことができる環境や体制について事前に準備や協議等が必要になります。

Q 認定特別支援学校就学者の小・中学校への転学を判断する場合とは、どのようなことですか。

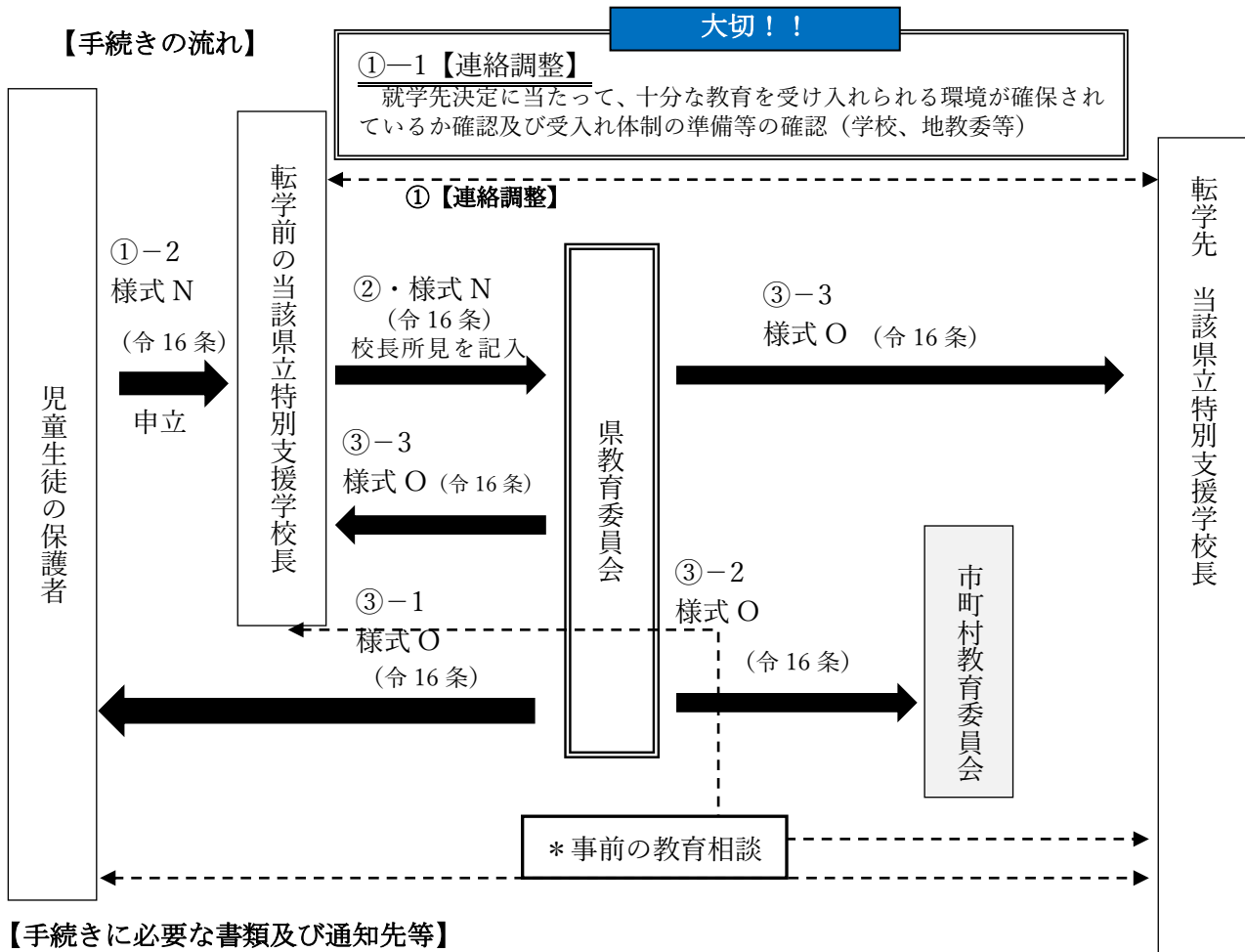
A 特別支援学校で児童生徒が、その障がいの状態、その児童生徒の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況などから、地域で共に学ぶこと（児童生徒の市町村に設置する小・中学校等の通常の学級や特別支援学級等で学ぶこと）が適当であると考えられる場合のことを言います。最終的には市町村教育委員会で十分に審議し、総合的に判断することになります。

【B-1 県立特別支援学校間及び市立特別支援学校と県立特別支援との転学手続き】

【(1)県立特別支援学校間の転学】

①本人の住所が変わらない場合

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①-1			* 転学先の特別支援学校へ事前に情報提供、受け入れ体制の確認などをすること。
①-2	保護者	転学前の県立特別支援学校校長	・ 様式N：学校指定変更（転学）願（令16条）
②	転学前の県立特別支援学校校長	県教委	・ 様式N：学校指定変更（転学）願（令16条）
③-1	県教委	保護者	・ 様式O：学校指定変更（転学）について（通知）（令16条）
③-2		市町村教委	・ 様式O：学校指定変更（転学）について（通知）（令16条）
③-3		転学先の県立特別支援学校校長	・ 様式O：学校指定変更（転学）について（通知）（令16条）
	転学前の県立特別支援学校校長	・ 様式O：学校指定変更（転学）について（通知）（令16条）	

【留意事項】

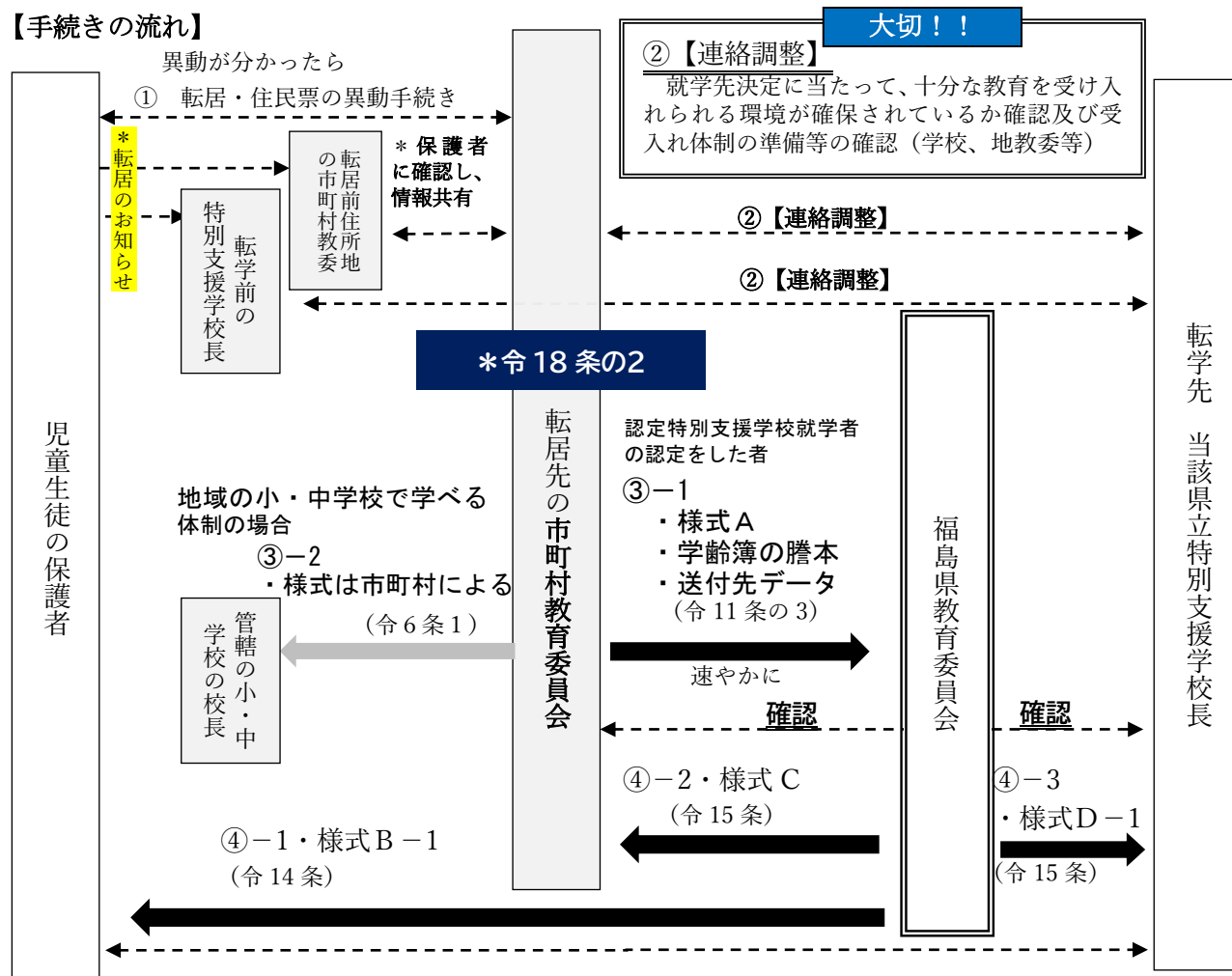
- ・ 転学が考えられる場合は、事前に学校間で連絡を取り合いながら、児童生徒の学びの連続性及び配慮等が継続した環境とするように留意することが大切です。

(1) 県立特別支援学校間の転学

②住所が変わる場合 *施設入所により、本人の住所が変わる場合も含む

⑦転学を伴う場合

【手続きの流れ】



特支↓特支（住所変更あり）

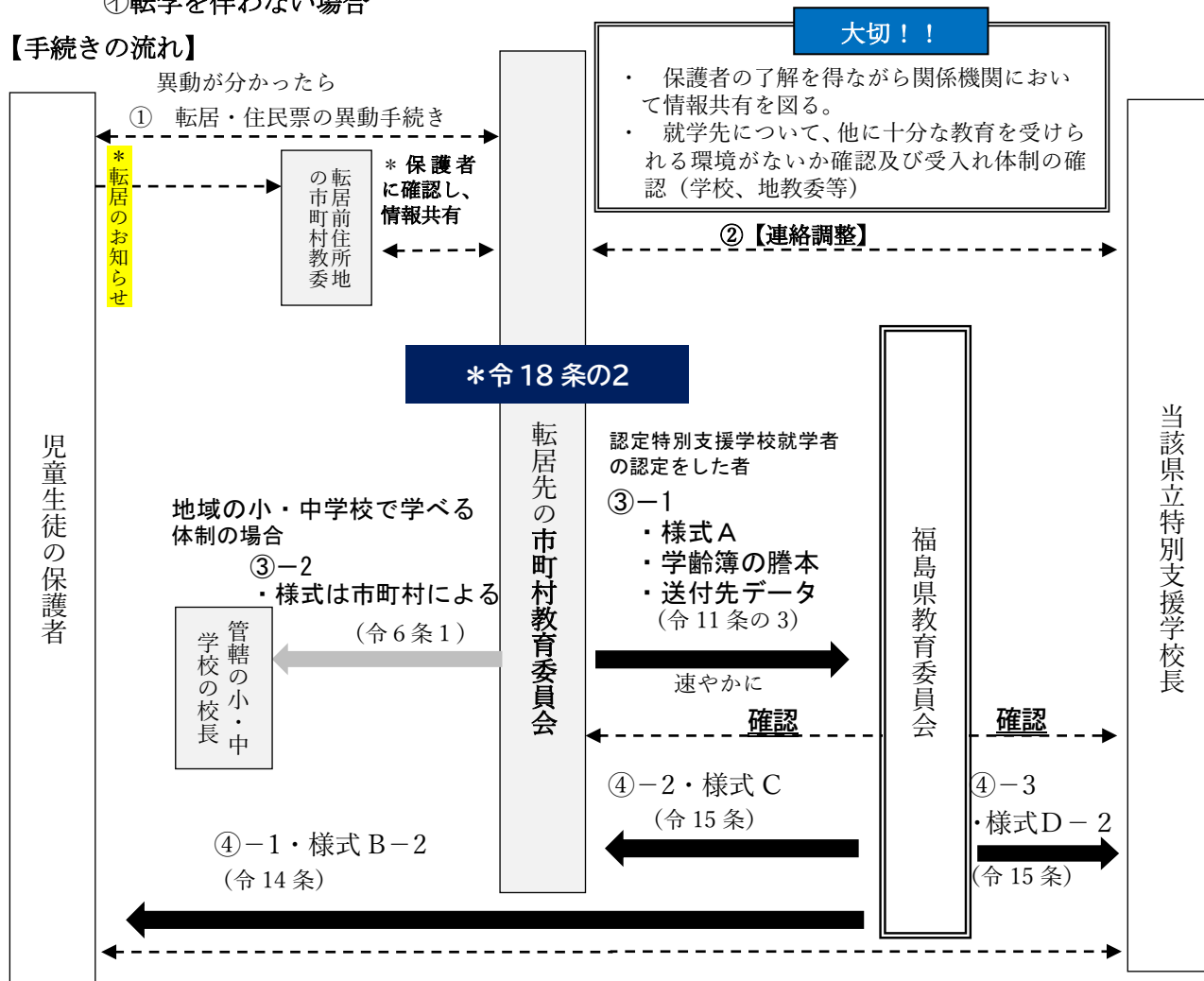
【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②	*転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
③-1	市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合>（令 11 条の 3） ・様式 A：認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本（奥書証明） ・送付先データ：県HPからダウンロードし提出
③-2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による（令 6 条 1）
④-1	県教委	保護者	・様式 B-1：入学通知（令 14 条）
④-2		市町村教委	・様式 C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令 15 条）
④-3		当該県立特別支援学校長	・様式 D-1：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令 15 条）

②住所が変わる場合 *施設入所により、本人の住所が変わる場合も含む

①転学を伴わない場合

【手続きの流れ】



特支↓特支（住所変更あり）

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②	* 特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
③-1	市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合>（令 11 条の 3） ・様式 A：認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本（奥書証明） ・送付先データ：県HPからダウンロードし提出
③-2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による（令 6 条 1）
④-1	県教委	保護者	・様式 B-2：就学通知（令 14 条）
④-2		市町村教委	・様式 C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令 15 条）
④-3		当該県立特別支援学校校長	・様式 D-2：福島県立特別支援学校に就学する児童生徒について（通知）（令 15 条）

※同一市町村内での住所異動の場合は、P 6 0「学齢簿の加除訂正について」参照。

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受け入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。
- 施設入所等で、年度途中及び年度末に本人の住所が変更する可能性がある場合は、転学先の市町村教育委員会が「認定特別支援学校就学者」について、令18条の2に基づいて判断することになります。保護者の了解を得て、関係機関において早めに情報共有を図るようにしてください。十分な連絡調整がなされないままでは、受け入れ体制の準備が難しく、転学に時間がかかる場合があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

令第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒で、施設入所に伴い、住所が変わる場合の転学であっても、市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

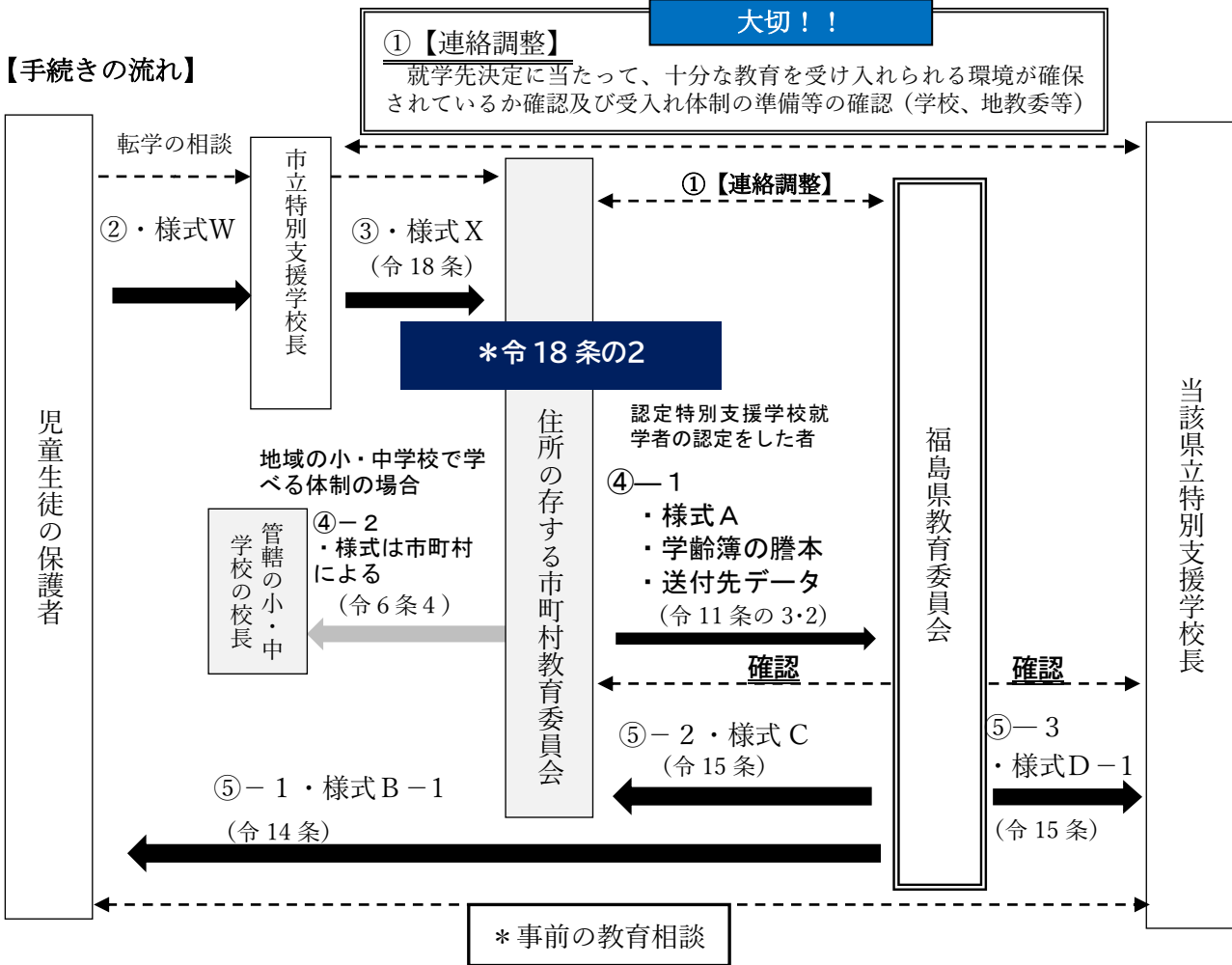
A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第22条の3に規定するもののうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合は、認定特別支援学校就学者とならないことがあります。そのため、施設入所にとまなう住所変更がある場合、その市町村に存することになりますので、当該市町村教育委員会での審議が必要となります。

異動や転学を事前に把握している場合には、保護者の同意のもと、総合的に判断するために必要な情報交換を行うことが大切です。

(2) 県立特別支援学校と市立特別支援学校間の転学

① 市立特別支援学校から県立特別支援学校へ

⑦ 本人の住所が変わらない場合



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	* 転学先の特別支援学校へ事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②	保護者	市立特別支援学校校長	・様式W：退学届
③	市立特別支援学校校長	市町村教委	・様式X：児童生徒の退学について（通知）（令18条）
④-1	市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合>（令11条の3.2） ・様式A：認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本（奥書証明） ・送付先データ：県HPからダウンロードし提出
④-2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による（令6条4）
⑤-1	県教委	保護者	・様式B-1：入学通知（令14条）
⑤-2		市町村教委	・様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）
⑤-3		当該県立特別支援学校校長	・様式D-1：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）

市立↓県立（住所変更なし）

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受け入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。
- 施設入所等で、年度途中及び年度末に本人の住所が変更する可能性がある場合は、転学先の市町村教育委員会が「認定特別支援学校就学者」について、令18条の2に基づいて判断することになります。保護者の了解を得て、関係機関において早めに情報共有を図るようにしてください。十分な連絡調整がなされないままでは、受け入れ体制の準備が難しく、転学に時間がかかる場合があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としてしています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 市立特別支援学校に通っている学齢児童及び学齢生徒であるのに、退学という表現なのですか。

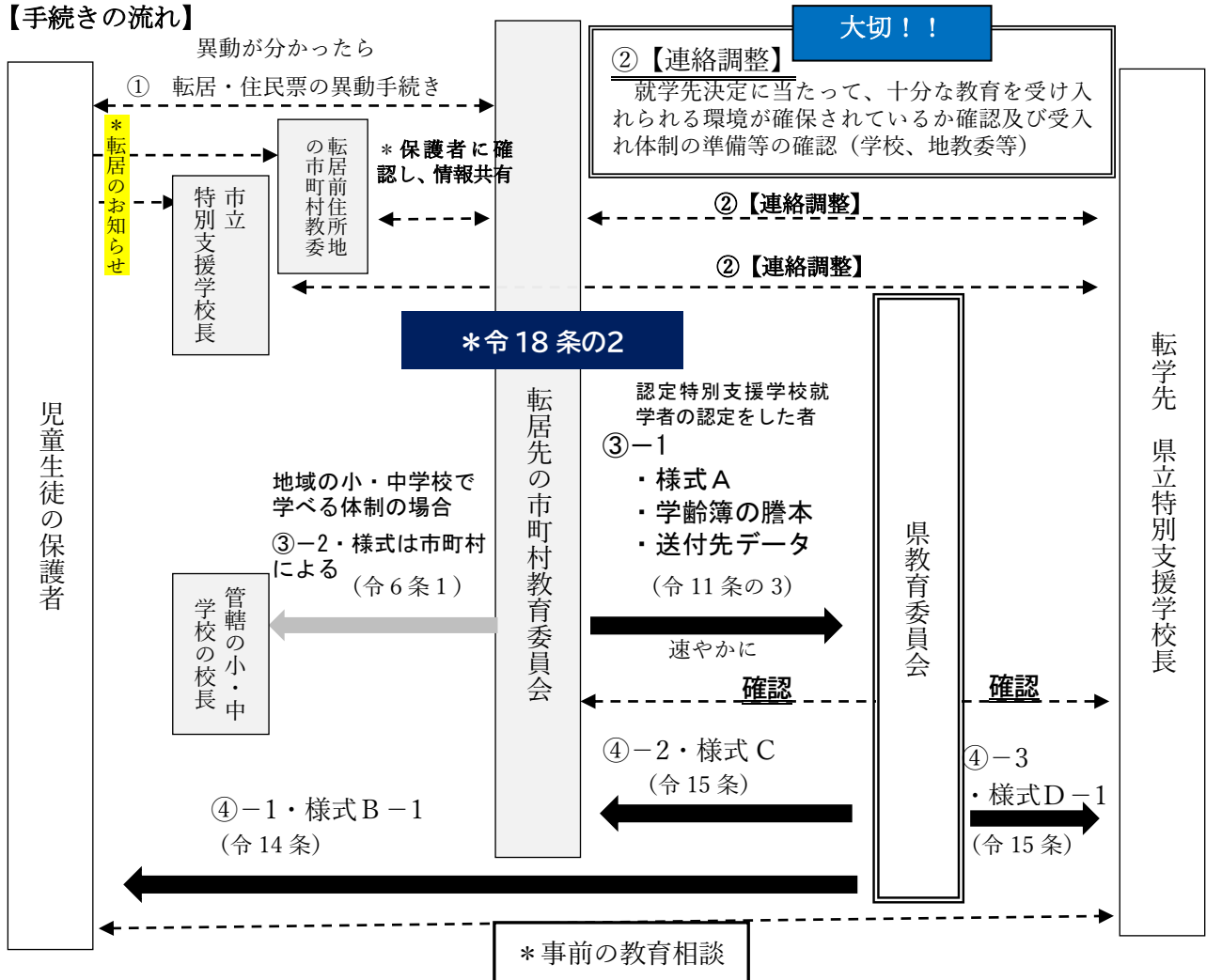
A 学校教育法施行令第18条では、「視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない」としており、「退学」という表現を使用していることから書類上は「退学」という表記を使っています。なお、他県での区域外就学終了に関しても同様で、実際に県外の特別支援学校の中学部の教育課程修了する前に「退学」し、様式Xを使用して、県内に戻ってくる事例があります。その際、令11条の3第2項が実施され、令18条の2に基づいて判断し、その後の手続きとなります。

(3) 県立特別支援学校と市立特別支援学校間の転学

① 市立特別支援学校から県立特別支援学校へ

① 本人の住所が変わる場合 *施設入所により、本人の住所が変わる場合

【手続きの流れ】



市立↓県立 (住所変更あり)

【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②	* 転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
③-1	市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合> (令 11 条の 3) ・様式 A : 認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本 (奥書証明) ・送付先データ : 県 HP からダウンロードし提出
③-2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による (令 6 条 1)
④-1	県教委	保護者	・様式 B-1 : 入学通知 (令 14 条)
④-2		市町村教委	・様式 C : 福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令 15 条)
④-3		転学先の県立特別支援学校校長	・様式 D-1 : 福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について (通知) (令 15 条)

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受け入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。
- 施設入所等で、年度途中及び年度末に本人の住所が変更する可能性がある場合は、転学先の市町村教育委員会が「認定特別支援学校就学者」について、令18条の2に基づいて判断することになります。保護者の了解を得て、関係機関において早めに情報共有を図るようにしてください。十分な連絡調整がなされないままでは、受け入れ体制の準備が難しく、転学に時間がかかる場合があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

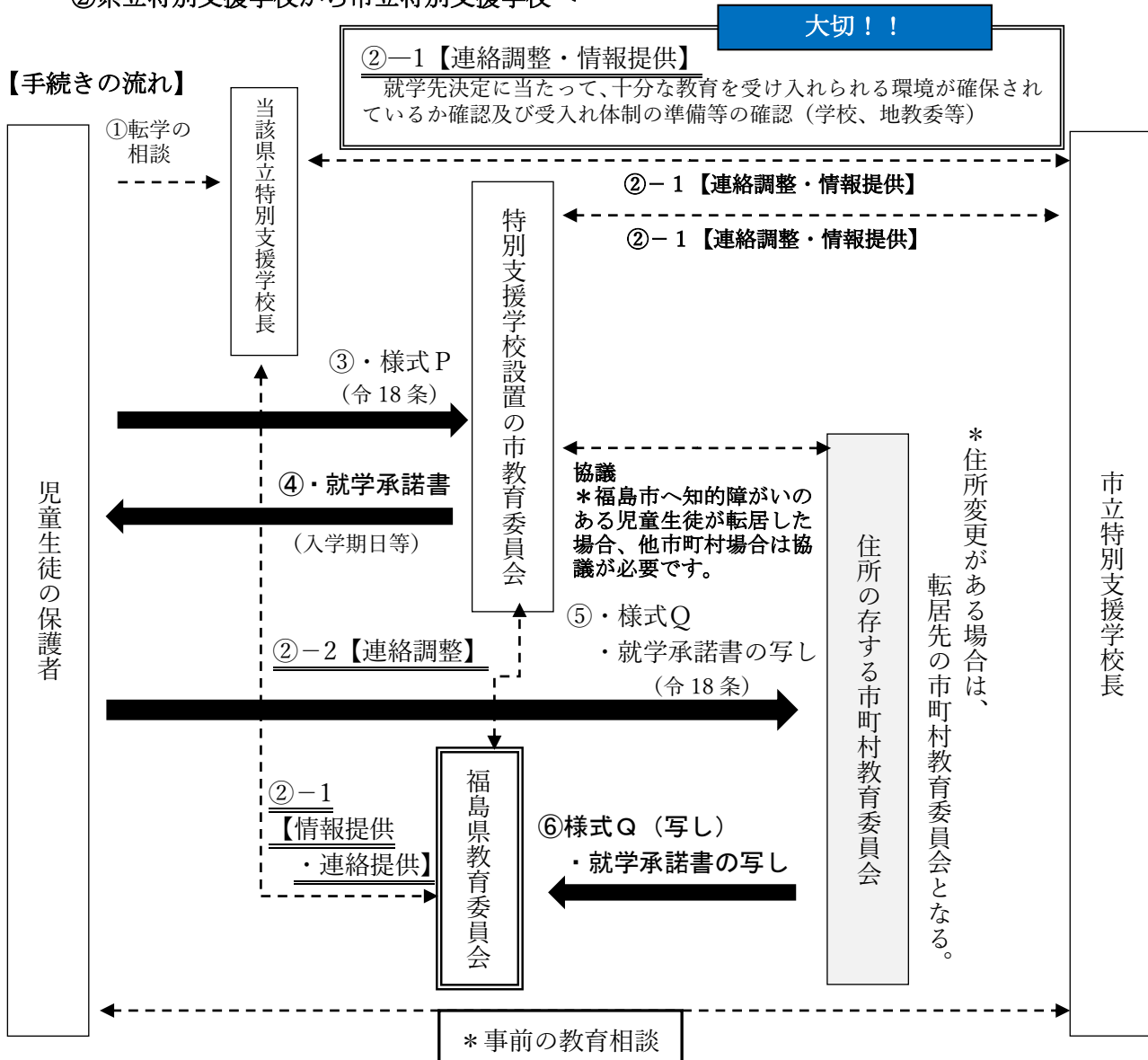
Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒で、施設入所に伴い、住所が変わる場合の転学であっても、市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第22条の3に規定するもののうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合は、認定特別支援学校就学者とならないことがあります。そのため、施設入所にとまなう住所変更がある場合、その市町村に存することになりますので、当該市町村教育委員会での審議が必要となります。

異動や転学を事前に把握している場合には、保護者の同意のもと、総合的に判断するために必要な情報交換を行うことが大切です。

(3) 県立特別支援学校と市立特別支援学校間の転学

② 県立特別支援学校から市立特別支援学校へ



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	県立特別支援学校校長	転学の相談
②-1	県立特別支援学校校長	県教委・市立特別支援学校校長	情報提供・連絡調整
②-2	県教委	市教委	連絡調整
③	保護者	特別支援学校設置の市教委	・様式P：認定特別支援学校就学者区域外就学願（令18条）
④	特別支援学校設置の市教委	保護者	・就学承諾書（市教委の様式による）
⑤	保護者	住所の存する市教委	・様式Q：認定特別支援学校就学者区域外就学届（令18条）
⑥	市教委	県教委	・上記：様式Qの写し、就学承諾書の写し * 県教委で手続き完了を把握するため

【留意事項】

* 県立特別支援学校以外の特別支援学校となりますので、区域外就学の手続きになります。書類の作成等について保護者が難しい場合は、在学している学校で相談にのるなどして、進めていくことが大切です。

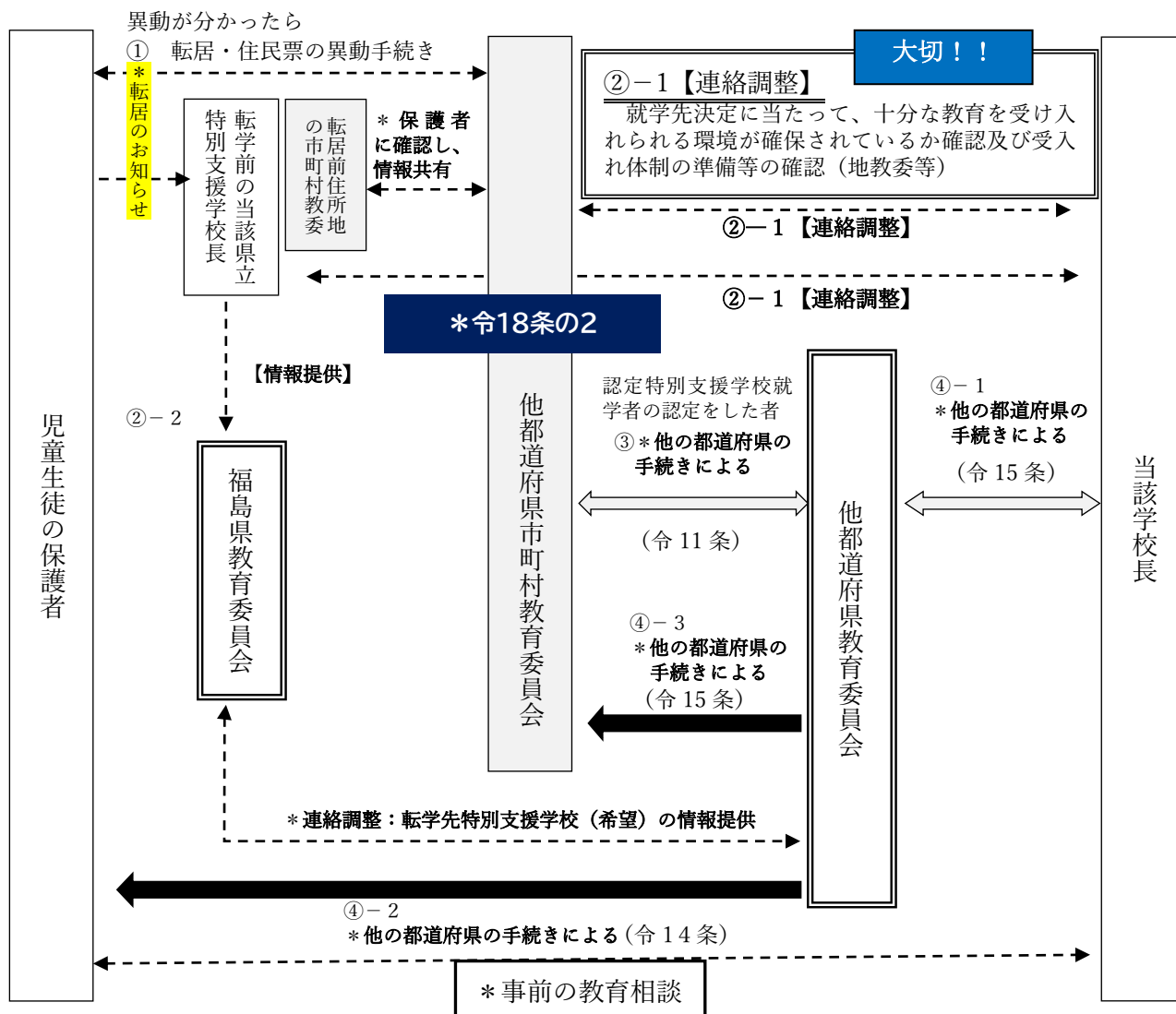
県立↓市立（住所変更あり・なし）

3 他都道府県との就学及び転学手続きについて

(1)本県から他都道府県の特別支援学校へ

①本人の住所が変わる場合

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②-1	* 転学先の当該学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②-2	転学前の県立特別支援学校校長	福島県教育委員会	* 情報提供
③			
④-1	* 他都道府県市町村教育委員会及び他都道府県教育委員会の様式による。		
④-2	(令 11 条・14 条・15 条)		
④-3			

特支↓他県等（住所変更あり）

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

令第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



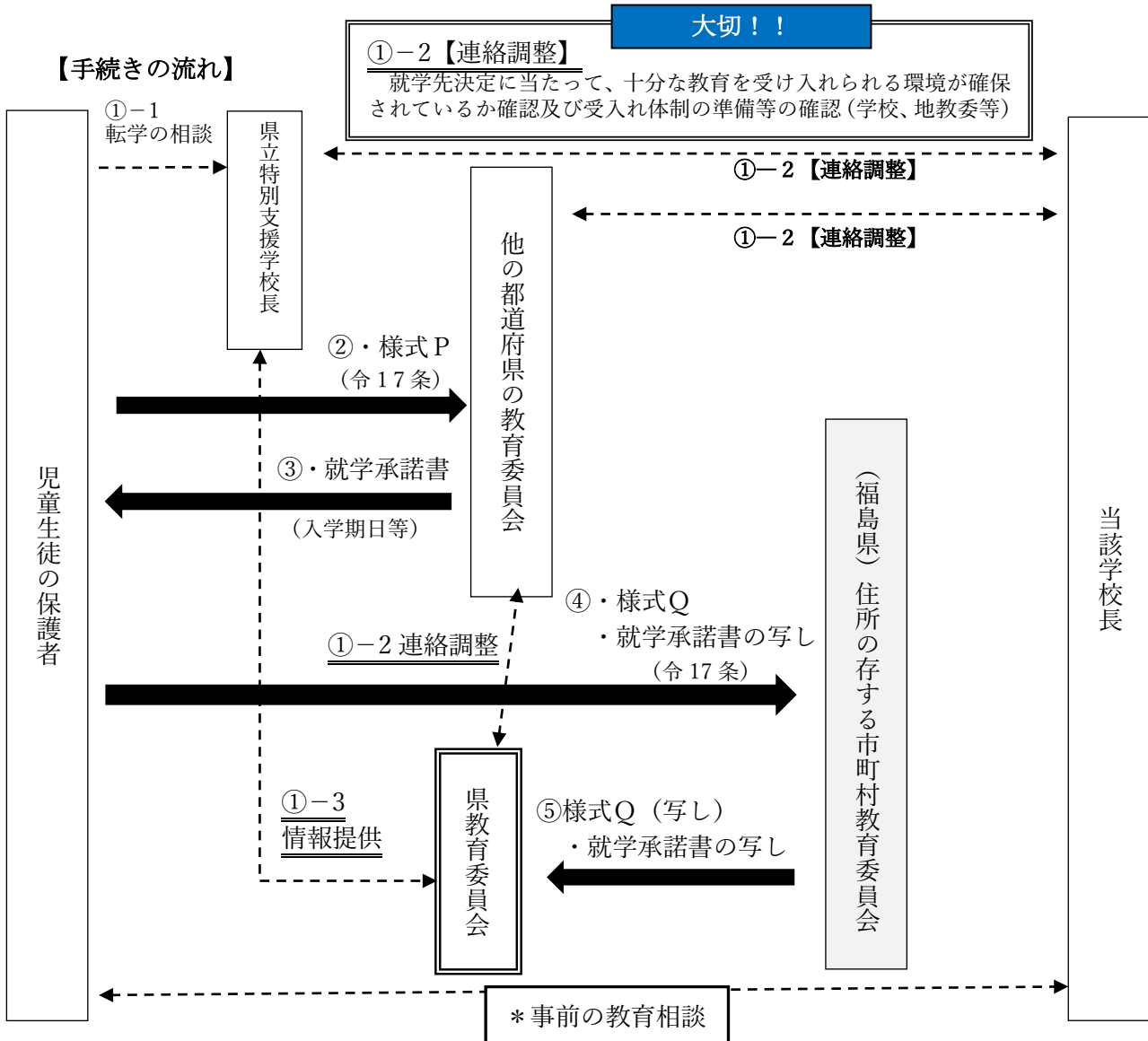
認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒でも、また市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第5条にあるように、同法第22条の3に規定するもののうち、住所の存する市町村教育委員会が、その者の障がいの状態、その者教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合は、認定特別支援学校就学者とならないため審議（令第18条の2）が必要です。あくまでも判断するのは市町村教育委員会となりますので、このような手続きとなります。

(1)本県から他都道府県の特別支援学校へ

②本人の住所が変わらない場合



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①-1	保護者	県立特別支援学校長	転学の相談
①-2・3	* 転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②	保護者	特別支援学校設置の都道府県教委	・様式P：認定特別支援学校就学者区域外就学願（令17条）
③	特別支援学校設置の都道府県教委	保護者	・就学承諾書（都道府県教委の様式による）
④	保護者	住所の存する地教委	・様式Q：認定特別支援学校就学者区域外就学届（令17条）
⑤	市町村教委	県教委	・上記：様式Qの写し、就学承諾書の写し * 県教委で手続き完了を把握するため

【留意事項】

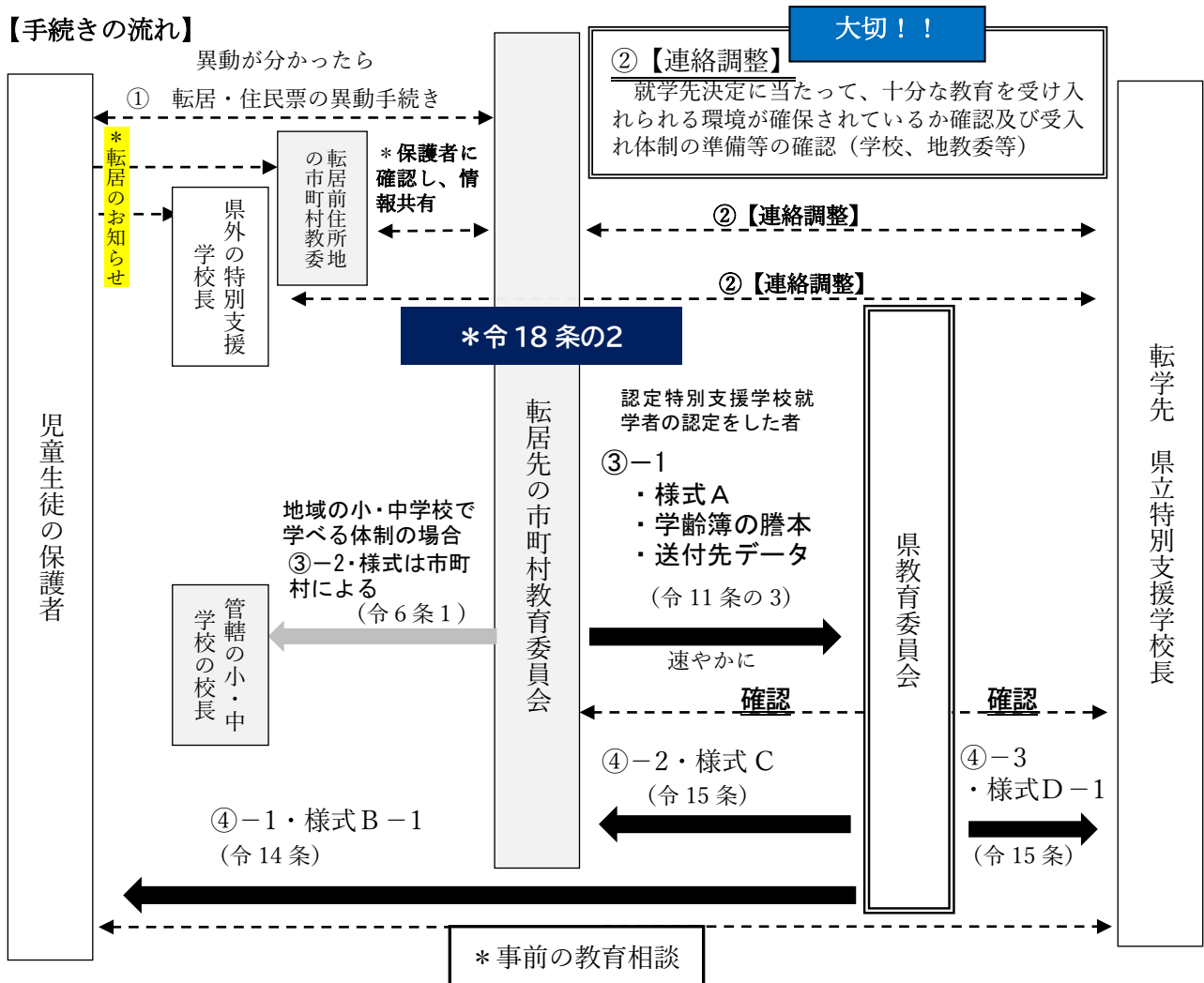
* 県立特別支援学校以外の特別支援学校となりますので、区域外就学の手続きになります。書類の作成等について保護者が難しい場合は、在学している学校で相談にのるなどして、進めていくことが大切です。

特支↓他県等（住所変更なし）

(2)他の都道府県から本県の特別支援学校へ

①本人の住所が変わる場合

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②	*転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
③-1	市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合> (令11条の3) ・様式A：認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本（奥書証明） ・送付先データ：県HPからダウンロードし提出
③-2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による（令6条1）
④-1	県教委	保護者	・様式B-1：入学通知（令14条）
④-2		市町村教委	・様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）
④-3		当該県立特別支援学校長	・様式D-1：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）（令15条）

他県等↓特支（住所変更あり）

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒でも、再度市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第5条にあるように、同令第22条の3に規定するもののうち、住所の存する市町村教育委員会が、その者の障がいの状態、その者教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合、認定特別支援学校就学者とならないため審議（学校教育法施行令第18条の2）が必要です。あくまでも判断するのは市町村教育委員会となりますので、このような手続きとなります。

Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒で、施設入所に伴い、住所が変わる場合の転学であっても、市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

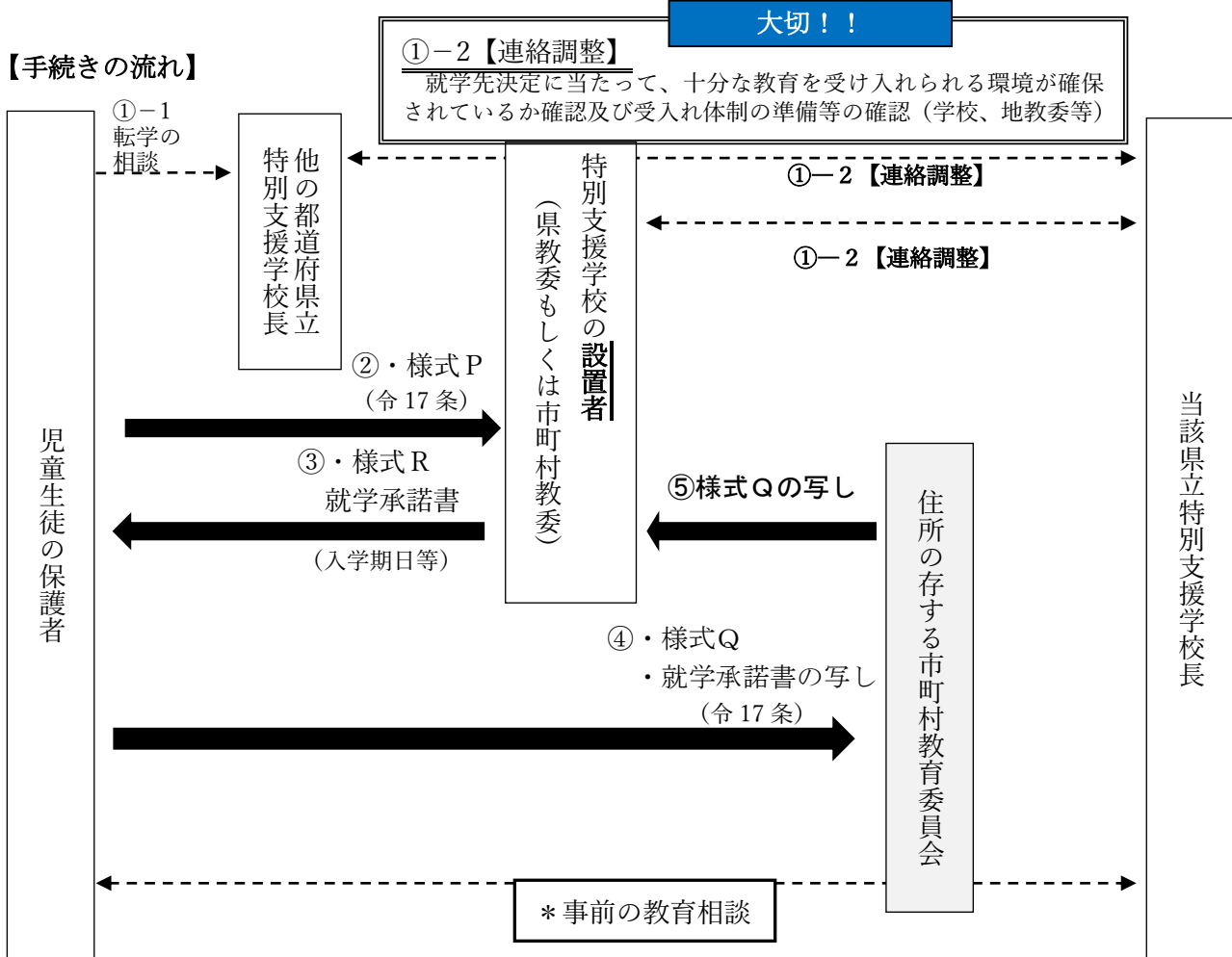
A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第22条の3に規定するもののうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合は、認定特別支援学校就学者とならないことがあります。そのため、施設入所にとりな住所変更がある場合、その市町村に存することになりますので、当該市町村教育委員会での審議が必要となります。

異動や転学を事前に把握している場合には、保護者の同意のもと、総合的に判断するために必要な情報交換を行うことが大切です。

他県等↓特支
(住所変更あり)

(2)他の都道府県から本県の特別支援学校へ

②本人の住所が変わらない場合



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①-1	保護者	県立特別支援学校長	転学の相談
①-2	* 転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②	保護者	特別支援学校設置の県教委もしくは市町村教委	・ 様式P：認定特別支援学校就学者区域外就学願 (令17条)
③	特別支援学校設置の県教委もしくは市町村教委	保護者	・ 様式R：就学承諾書 (入学期日等)
④	保護者	住所の存する市町村教委	・ 様式Q：認定特別支援学校就学者区域外就学届 (令17条)
⑤	市町村教委	県教委	・ 上記：様式Qの写し、就学承諾書の写し * 県教委で手続き完了を把握するため

【留意事項】

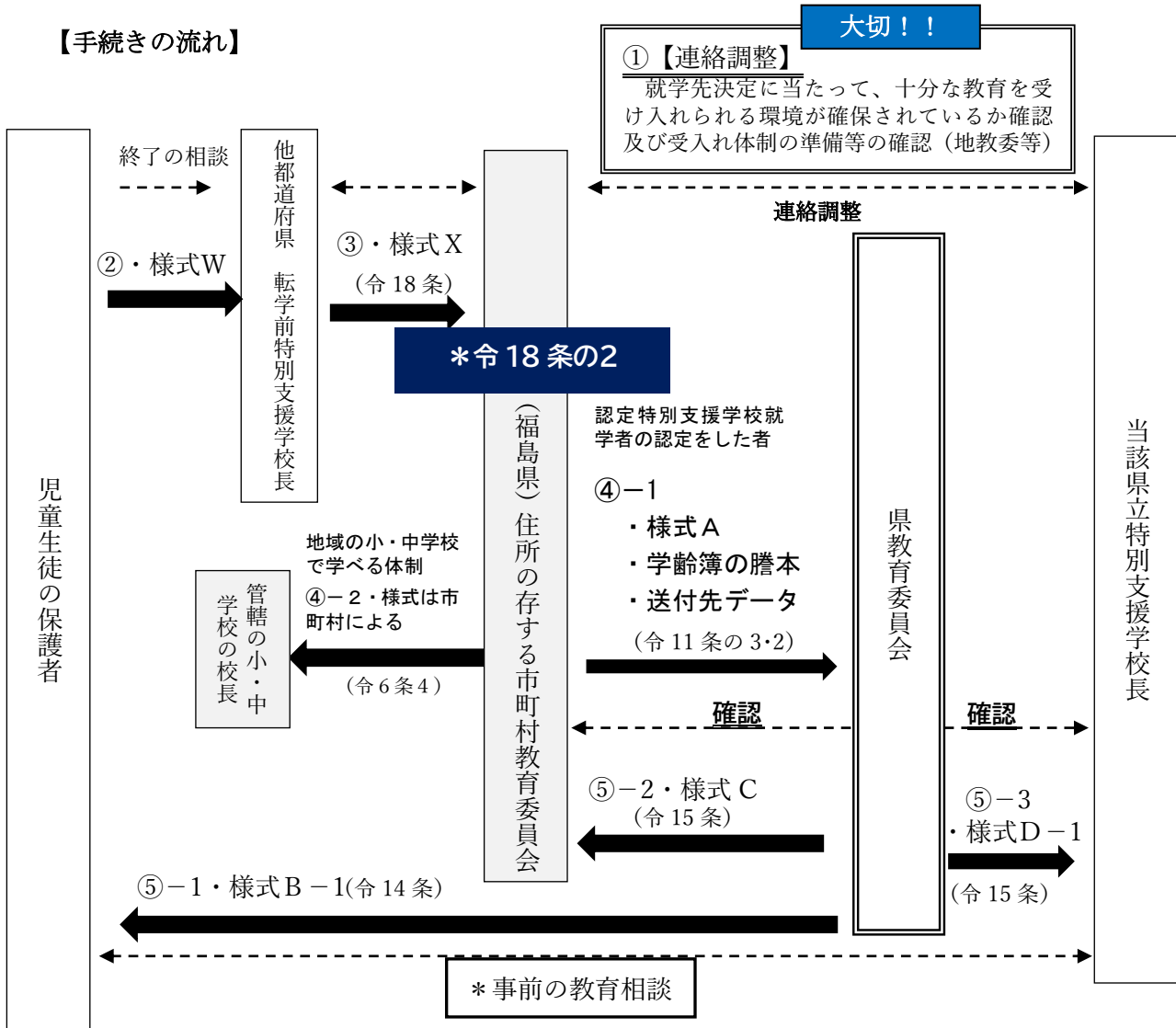
* 県立特別支援学校以外の特別支援学校となりますので、区域外就学の手続きになります。書類の作成等について保護者が難しい場合は、在学している学校で相談にのるなどして、進めていくことが大切です。

他県等↓特支（住所変更なし）

(3)区域外就学した児童生徒の区域外就学の終了について

①本県から他の都道府県の特別支援学校へ区域外就学をした児童生徒の区域外就学終了

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	*転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②	保護者	転学前特別支援学校校長	・様式W：退学届
③	転学前特別支援学校校長	市町村教委	・様式X：児童生徒の退学について（通知）（令18条）
④-1	市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合>（令11条の3・2） ・様式A：認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本（奥書証明） ・送付先データ：県HPからダウンロードし提出
④-2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による（令6条4）
⑤-1	県教委	保護者	・様式B-1：入学通知（令14条）
⑤-2		市町村教委	・様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）
⑤-3		当該県立特別支援学校校長	・様式D-1：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）

区域外終了（本県↓他県）

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校校長と十分に連絡及び調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 他の都道府県立特別支援学校で学んでいた児童生徒が、区域外就学を終了した場合は、再度市町村教育委員会の審議が必要なのですか。

A 学校教育法施行令第18条では、都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが小学部や中学部の全課程を修了する前に退学した時には、当該特別支援学校の校長は速やかに児童生徒の存する市町村教育委員会に通知することとしております。この第18条を受けて、令11条の3に該当するかどうかについては、令18条の2に基づき判断されます。実際に、他県で区域外就学を終了して、市町村立の地域の学校に戻るケースもあります。

つまり、区域外就学を終了した児童生徒の障がいの状態、地域における教育の体制の整備状況等から、再度令18条の2に基づいて考え、その後の必要な手続きを行うこととなります。

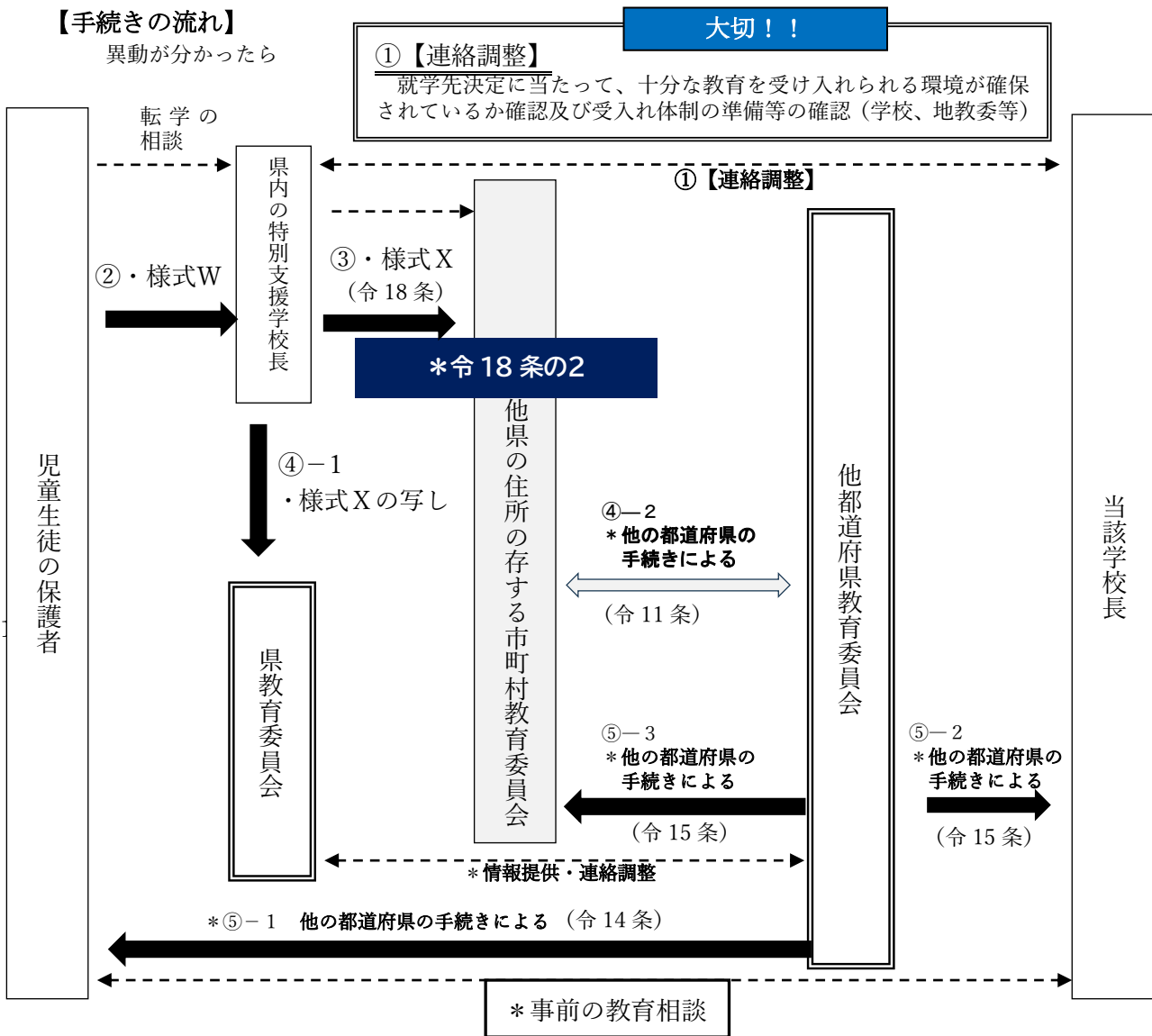
Q 区域外就学をしていた児童が小学部を卒業した時も同じような手続きをするのですか。

A 児童が小学部の全課程を修了していますので、学校教育法施行令第22条により全課程修了者の通知を児童の住所の存する市町村の教育委員会に通知することになっています。市町村教育委員会は、小学部から区域外就学を終了した児童の教育的ニーズを把握し、県内の特別支援学校か地域の中学校の学びの場を検討します。

学校教育法第11条の2もしくは学校教育法施行令第5条の手続きになりますので、小学部を卒業して区域外就学が終了することが分かった時点で、市町村教育委員会や県教育委員会に早めに連絡をして、その後の手続きを確認してください。

(3)区域外就学した児童生徒の区域外就学の終了について

②他の都道府県より本県の特別支援学校へ区域外就学した児童生徒の区域外就学終了



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	* 転学先の当該学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②	保護者	県内の特別支援学校校長	・ 様式W：退学届
③	県内の特別支援学校校長	他県市町村教委	・ 様式X：児童生徒の退学について（通知）（令18条）
④-1	県内の特別支援学校校長	県教育委員会	・ 様式Xの写し
④-2	* 他都道府県市町村教育委員会及び他都道府県教育委員会の様式による。 （令11条・14条・15条）		
⑤-1			
⑤-2			
⑤-3			

区域外終了（他県↓本県）

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

令第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 区域外就学をしていた児童が小学部を卒業した時も同じような手続きをするのですか。

A 児童が小学部の全課程を修了していますので、学校教育法施行令第22条により全課程修了者の通知を児童の住所の存する市町村の教育委員会に通知することになっています。市町村教育委員会は、小学部から区域外就学を終了した児童の教育的ニーズを把握し、県内の特別支援学校か地域の中学校の学びの場を検討します。

学校教育法第11条の2もしくは学校教育法施行令第5条の手続きになりますので、小学部を卒業して区域外就学が終了することが分かった時点で、市町村教育委員会や県教育委員会に早めに連絡をして、その後の手続きを確認してください。

4 その他

・私立の小中学校等との手続きについて

(1)私立の小中学校から特別支援学校へ

①住所が変わらない場合

基本的に私立の小中学校に通っている状態は、住所の存する市町村の設置する小中学校に通っていないことから、学校教育法施行令第9条の区域外就学ということになります。

p24 を参考に、市町村教育委員会の手続きに沿って、区域外終了の手続き（学校教育法施行令第10条）後に、市町村教育委員会が学校教育法施行令第6条か第11条の3.2かを検討し、その後の手続きになります。

②住所が変わる場合

住所が変わる場合は、転居した市町村教育委員会の判断となりますので、p6 を参考に手続きを行います。

(2)県立特別支援学校から私立の小中学校へ

* 私立の小中学校の入学については、私立の小中学校の入学条件がありますので保護者にその意向がある場合は、進学先の情報を得て、私立の小中学校と相談することが必要です。

基本的に学齢簿が市町村教育委員会で作成されていることから、転学が考えられる場合は、市町村教育委員会の区域外就学等の手続きが考えられます。

様々なケースが考えられることから、市町村教育委員会、県教育委員会と連携を取りながら慎重に進めていく必要があります。

(3)県立中学校から特別支援学校へ

学校教育法施行令には、市町村教育委員会が中等教育学校の学齢生徒の就学に関する手続きをしていることから、基本的な p4～p9 の手続きが参考になります。

・学齢簿の加除訂正について

市町村教育委員会は、県立特別支援学校に在籍する児童生徒について、学齢簿の加除修正があった場合は、学齢簿の謄本（奥書証明）を添えて福島県教育委員会に通知してください。[様式U]（学校教育法施行令第3条、13条）

他市町村からの転居の場合は、新たに学齢簿を作成することになり、加除訂正とは異なります。手続きについてはP4 3、44を参照してください。（学校教育法施行令第11条）

V 障がい種別の教育的ニーズを 把握するための参考資料

参考資料として、「コーディネートハンドブック2025」（福島県特別支援教育センター作成）の一部をホームページに掲載いたします。令和3年6月に文部科学省から出された「障害のある子供の教育支援の手引き」の内容等を含め、教育的ニーズの整理の理解等にご活用いただければ幸いです。

「コーディネートハンドブック2025」からの掲載部分

第Ⅲ章「気になる児童生徒の指導や支援の充実のために」

1 特性に応じた指導や支援

- (1) 「一人一人の特性等に応じた必要な指導や支援のために」
- (2) 「障がいのある子どもの指導や支援の基本」
- (3) 「障がいのある児童生徒の教育的ニーズ」
- (4) ①視覚障がい
②聴覚障がい
③知的障がい
④肢体不自由
⑤病弱・身体虚弱
⑥言語障がい
⑦自閉症
⑧情緒障がい
⑨学習障がい
⑩注意欠陥多動性障がい
⑪「医療的ケア」って何？

※必要な部分をダウンロードしてご活用ください。